

目次

第一章・第二章（略）
 第三章 投資法人制度（第五十四条―第百二十条）
 第四章 雑則（第百二十一条―第百二十七条）
 附則

目次
 第一章・第二章（略）
 第三章 投資法人制度（第五十四条―第九十九条）
 第四章 雑則（第百条―第百六条）
 附則

（定義）

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の第三項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

（最低資本金の額）

第十条（略）
 2 法第八条第一項第一号の資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

（特別の関係）

第十四条の二（略）
 2 前項第一号二及びホの「支配株主等」とは、会社（外国会社を含む。以下この条及び第五

（定義）

第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三に規定する投資法人債権者をいう。

（最低資本の額）

第十条（略）
 2 法第八条第一項第一号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時ににおける外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

（特別の関係）

第十四条の二（略）
 2 前項第一号二及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権（法第九条

十四条第二項第三号において同じ。)の総株主又は総社員の議決権(法第九条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3・4 (略)

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

2 (略)

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、会社法(平成十七年法律

第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えること(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)

を含まないものとする。)

(1) (略)

(2) 当該者が法人その他の団体(以下この条及び第四十七条において「法人等」という。以下この条及び第四十七号において「役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役員)にある者をいう。以下この条及び第四十七号において同じ。))及び主要株主(総株

第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3・4 (略)

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

2 (略)

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四十七号において同じ。)の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権(株式会社にあつては、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号(2)及び(4)から(6)までを除く。)

の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えること(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)

(1) (略)

(2) 当該者が法人その他の団体(以下この条及び第四十七号において「法人等」という。以下この条及び第四十七号において「役員(取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに類する役員)にある者をいう。以下この条及び第四十七号において同じ。))及び主要株主(総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社に

主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ、全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七号第一号イ（5）及び第二号において同じ。）をいう。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七号第一号イ（5）及び第二号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）

(3) (6) (略)

ロ (略)

二五 (略)

（特定資産の価格を調査する者）

第二十二條 法第十六條の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等（法第四十九條の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二條において同じ。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四條及び第四十九條において同じ。）

(2) (3) (略)

ロ (略)

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

- イ (略)
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の会計参与

(2) (略)

(3) (略)

三・四 (略)

（法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利）

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

- 一 法第八十四條第二項において準用する会社法第八百二十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投

あつては、商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七號第一号イ（5）及び第二号において同じ。）をいう。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七號第一号イ（5）及び第二号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七條において同じ。）

(3) (6) (略)

ロ (略)

二五 (略)

（特定資産の価格を調査する者）

第二十二條 法第十六條の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等（法第四十九條の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二條において同じ。）以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員

(2) (3) (略)

ロ (略)

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

- イ (略)
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

三・四 (略)

（法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利）

第二十四條 法第二十二條第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

- 一 法第百二十三條第一項において準用する商法第二百八十條ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの

資主の権利で内閣府令で定めるもの

- 二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第八条第二項の規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの
- 三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

（法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定）

第二十六條 法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五條第一項とする。

（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）
 第二十九條 法第二十七條の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|---|-------------------------------|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十二條 | 業務 | 受益証券の募集等の業務 |
| 第四十二條第一項 | 第三十四條第二項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四條の十第一項第一号 |
| 第四十二條第一項第一号 | 証券業の信用を失墜させるおそれ | 受益証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ |
| | 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| | 有価証券の価格又はオプションの対価の額 | 受益証券の価格 |
| 第四十二條第一項第五 | 有価証券の売買若しくは | 受益証券の募集等に係る取引 |

- 二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第六条及び第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの
- 三 資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百八十条ノ十五第一項の規定に基づく権利その他これに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

（法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定）

第二十六條 法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十二條とする。

（投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）
 第二十九條 法第二十七條の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法第三十三條、第四十二條第一項第一号、第五号、第六号及び第十号並びに第四十五條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十二條 | 業務 | 受益証券の募集等の業務 |
| 第四十二條第一項（第二号から第四号まで及び第七号から第九号までを除く。） | 第三十四條第二項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四條の十第一項第一号 |
| | 証券業 | 受益証券の募集等の業務 |
| | 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| | 有価証券の価格又はオプションの対価の額 | 受益証券の価格 |
| | 有価証券の売買若しくははその受託等（媒介、 | 受益証券の募集等に係る取引 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>引</p> | <p>はその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けること、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p> | <p>別 売買の別又はこれに相当する取引の別</p> |
| <p>第四十二条第一項第六引</p> | <p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第六十二条の二 売買の別</p> | <p>この号 別 売買の別又はこれに相当する取引の別 受益証券の募集等に係る取引</p> |
| <p>第四十二条第一項第十引</p> | <p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第</p> | <p>受益証券の募集等に係る取引</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>引</p> | <p>はその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けること、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p> | <p>別 売買の別又はこれに相当する取引の別</p> |
| <p>第四十二条第一項第六引</p> | <p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第六十二条の二 売買の別</p> | <p>この号 別 売買の別又はこれに相当する取引の別 受益証券の募集等に係る取引</p> |
| <p>第四十二条第一項第十引</p> | <p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第</p> | <p>受益証券の募集等に係る取引</p> |

| | | | | |
|-------------------|--|------------------|---|---|
| 第四十五條第一号 | 親法人等又は子法人等 と有価証券の売買その他 の取引又は有価証券 店頭デリバティブ取引 | 証券業 | 八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 受益証券の募集等の業務 |
| | | | 親法人等又は子法人等 人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。〕と受益証券の募集等に係る取引 | |
| 第四十五條第二号 | 第二条第八項各号に掲げる行為 | | 受益証券の募集等 | |
| 第四十五條第三号 | 親法人等又は子法人等 親法人等又は子法人等 証券業 | 証券業 | 利害関係人等 | 利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。〕と受益証券の募集等に係る取引 |
| | | | 利害関係人等 | |
| 第四十一條第二項にお の規定 | 有価証券の売買等、外 国市場証券先物取引又 は有価証券店頭デリバ ティブ取引 | 読み替えられる字句 の規定 | 読み替えられる字句 | 当該受益証券の募集等に係る取引 |
| | | | 読み替えられる字句 | |
| 第四十一條第二項にお | 前項の規定による書面 | | 投資信託及び投資法人に関する法律 | |

2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | | |
|---|--|------------------|---|---|
| 第四十五條 | 親法人等又は子法人等 と有価証券の売買その他 の取引又は有価証券 店頭デリバティブ取引 | 証券業 | 三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 | 利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。〕と受益証券の募集等に係る取引 |
| | | | 親法人等又は子法人等 人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。〕と受益証券の募集等に係る取引 | |
| 第四十二條の二第一項及び第三項並びに第四十三條の規定を準用する同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | 第二条第八項各号に掲げる行為 | | 利害関係人等が | |
| 第四十一條第二項にお の規定 | 有価証券の売買等、外 国市場証券先物取引又 は有価証券店頭デリバ ティブ取引 | 読み替えられる字句 の規定 | 読み替えられる字句 | 当該受益証券の募集等に係る取引 |
| | | | 読み替えられる字句 | |
| 第四十一條第二項にお | 前項の規定による書面 | | 投資信託及び投資法人に関する法律 | |

2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法第四十一條、第四十二條の二第一項及び第三項並びに第四十三條の規定を準用する同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|---|---|
| <p>いて準用する第四十条 第二項</p> | <p>当該書面</p> | <p>第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書 当該取引報告書</p> |
| <p>第四十二条の二第一項 第一号</p> | <p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p> | <p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。） 信託会社等</p> |
| <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>受益証券の募集等に係る取引 受益証券</p> |
| <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関 受益証券の募集等に係る取引</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>いて準用する第四十条 第二項</p> | <p>当該書面</p> | <p>第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書 当該取引報告書</p> |
| <p>第四十二条の二第一項</p> | <p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p> | <p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。） 信託会社等</p> |
| <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>受益証券の募集等に係る取引 受益証券</p> |
| <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関 受益証券の募集等に係る取引</p> |

| | | |
|------------------------|--|----------------------|
| 第四十二條の二第一項 第二号及び第三号 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条 |
| 第四十二條の二第二項 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十三條 | 有価証券等 をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 受益証券 |
| 第四十三條 | 業務の状況が次の業務を | 受益証券の募集等の業務の状況が次の業務を |
| 第四十三條第一号 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十三條第二号 | 業務 | 受益証券の募集等の業務 |

3 法第二十七條の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|----------------|------------------------------------|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二條の二第二項第一号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十二條の二第二項第二号 | 前項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する前項第一号 |
| 第四十二條の二第二項第三号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |

| | | |
|------------------------|--|---------------|
| 第四十二條の二第一項 第二号及び第三号 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条 |
| 第四十二條の二第二項 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十三條 | 有価証券等 をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 受益証券について |
| 第四十三條 | 業務の状況が次の業務を | 受益証券の募集等の業務 |
| 第四十三條第一号 | 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十三條第二号 | 業務 | 受益証券の募集等の業務 |

3 法第二十七條の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|----------------|------------------------------------|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二條の二第二項第一号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十二條の二第二項第二号 | 前項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第二十七條において準用する前項第一号 |
| 第四十二條の二第二項第三号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 受益証券の募集等に係る取引 |

| | | |
|-------------------|-----------------------------|---|
| 第四十二條の二第二項 第三号 | 前項第二号 有価証券の売買その他 の取引等 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第二十七條において準用する前項第 二号 受益証券の募集等に係る取引 |
| 第四十二條の二第四項 | 前項第三号 約東が事故 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第二十七條において準用する前項第 三号 約東が事故（投資信託及び投資法人 に関する法律第二十七條において準 用する前項に規定する事故をいう。 以下この項において同じ。） |

（受益証券買取請求に関する読替え）

第三十一條 法第三十條の二第二項の規定において同條第一項の規定による請求については会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|----------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第一百六條第五項 | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |
| 第一百六條第六項 | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |
| 第一百七條第一項 | 株式会社 | 受託会社 |
| | 株式の | 受益証券の |
| | 株主 | 受益者 |
| | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |
| 第一百七條第二項 | 株式の | 受益証券の |
| | 株主 | 受益者 |
| | 株式会社 | 受託会社 |
| | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |
| 第一百七條第三項 | 株主 | 受益者 |
| | 株式会社 | 受託会社 |
| 第一百七條第四項 | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |
| | 株式会社 | 受託会社 |
| 第一百七條第五項 | 株式買取請求 | 受益証券買取請求 |

| | | |
|------------|----------------|---|
| 第四十二條の二第四項 | 前項第三号 約東が事故 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第二十七條において準用する前項第 三号 約東が事故（投資信託及び投資法人 に関する法律第二十七條において準 用する前項に規定する事故をいう。 以下この項において同じ。） |
|------------|----------------|---|

（受益証券の買取りに関する読替え）

第三十一條 法第三十條の二第二項の規定において受益証券の買取りについて商法第二百四十五條ノ三第一項及び第三項から第六項まで及び第二百四十五條ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|-----------|----------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百四十五條ノ三第三項 | 株式 | 受益証券 |
| 第二百四十五條ノ三第四項 | 株式 | 受益者 |
| | 会社 | 受託会社 |
| 第二百四十五條ノ三第五項 | 株式 | 受益者 |
| | 会社 | 受託会社 |
| 第二百四十五條ノ三第六項 | 株式 | 受益証券 |
| | 株主 | 受益者 |
| 第二百四十五條ノ四 | 会社 | 投資信託委託業者 |
| 2 法第三十條の二第二項の規定において受益証券の買取りについて非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十六條第一項及び第三百三十二條ノ六の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 読替える非訟事件手続法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |

| | | |
|------------------|---|-----------------------|
| <p>第百十七條第六項</p> | <p>株式の 株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあっては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。）</p> | <p>受益証券の 受託会社</p> |
| <p>第百六十八條第一項</p> | <p>株式 株式買取請求に係る株式</p> | <p>受益証券買取請求</p> |
| <p>第百七十條第四号</p> | <p>株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。）</p> | <p>受益証券 受託会社</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| <p>第百二十六條第一項</p> | <p>商法（明治三十二年法律第四十八号）第五十八條、第七十條ノ二第一項但書、第七十三條第四項、第七十八條、第二百四條ノ四第一項、第二百二十條第二項、第二百二十四條ノ五第一項、第二百三十七條第三項、第二百四十五條ノ三第四項、第二百四十六條第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第七項、第二百八十八條ノ三第三項、第二百八十八條ノ二第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第六項、第二百八十八條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八條第一項但書、第十二條ノ二第一項、第二十八條ノ二第一項、第四十四條ノ三、第四十五條及ビ第</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十條の二第二項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十五條ノ三第四項</p> |
|------------------|--|--|

| | |
|--|---|
| <p>第百三十二条ノ六第一項</p> | |
| <p>五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二条第八項</p> | <p>会社(親会社(商法第二百一十一条ノ二第一項(有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百一十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社)</p> |
| <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の二第二項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第四項</p> | <p>受託会社</p> |

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ (略)
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該投資法人の投資信託委託業者若しくは資産保管会社の会計参与
 - (2) (略)
 - (3) (略)
- 三・四 (略)

(投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百二十四条 | 総株主 | 総投資主 |

2 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

四百十三条ノ三第七項
ニ於テ準用スル場合ヲ
含ム)

投資信託及び投資法人に関する法律
第三十条の二第二項ニ於テ準用スル
商法第二百四十五条ノ三第四項

| | | |
|--------------|----|-----|
| 第三百三十二条ノ六第二項 | 株主 | 受益者 |
|--------------|----|-----|

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ (略)
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) (新設)
 - (2) (略)
 - (3) (略)
- 三・四 (略)

(投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え)

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百六十六条第五項 | 総株主 | 総投資主 |
| 第二百六十七条第一項 | 株式 | 投資口 |
| | 株主 | 投資主 |
| | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十七条第三項 | 会社 | 投資法人 |

| | | |
|--|--|---|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百四十七条第一項 | 株式会社 | 投資法人 |
| 第八百四十七条第三項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第八百四十七条第四項 | 株式会社 | 投資法人 |
| 第八百四十七条第五項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 、第八百四十八条及び第八百四十九条第一項 | 株式会社 | 投資法人 |
| 第八百四十九条第二項 | 株式会社 | 投資法人 |
| 第八百四十九条第二項第一号 | 監査役設置会社 | 投資法人 |
| 第八百四十九条第三項及び第四項並びに第八百五十条第一項から第三項まで | 株式会社 | 監督役員又は清算監督人 |
| 第八百五十条第四項 | 株式会社 | 投資法人 |
| 第五十五条、第二百二十四条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項 | 第五十五条、第二百二十四条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の八第三項において準用する第四百二十四条 |
| 第八百五十一条第一項第二号 | 株式会社が 会社と 株式会社又は 株式会社若しくはその | 投資法人が 投資法人と 投資法人又は 投資法人 |

| | | |
|------------------------------|---|-------|
| 及び第四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十七條第六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二項から第四項まで | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十六條第五項 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の八第三項ニ於テ準用スル商法第二百六十六條第五項 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第六項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第七項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第八項において準用する第二百六十六條第九項 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第二百六十八條第二項一項及び第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條ノ二第三項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條ノ三第一項 | 株主 | 投資主 |

| | | | |
|--------------------------------------|---------------------|--------|--------|
| 第八百五十一条第三項 | 完全親会社 | 投資法人又は | |
| | 株式会社又は | | 投資法人の |
| | 当該株式会社の | | 当該投資法人 |
| | 株式会社若しくはその 完全親会社 | | 投資法人 |
| 第八百五十二条第一項 及び第二項並びに第八 百五十三条第一項 | 株式会社 | 投資法人 | |

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人（次条において「外国法人である投資信託委託業者」という。）に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月（その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間）」とする。

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-----------|--|---|---|
| 第九條第一項第一号 | 読み替えられる法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| | 認可申請者 | 認可申請者及びその国内における営業所 | 認可申請者及びその国内における営業所 |
| 第九條第一項第二号 | 認可申請者 | 認可申請者及びその国内における営業所 | 認可申請者及びその国内における営業所 |
| | その者の当該業務 | 当該認可申請者及びその国内における営業所の業務 | 当該認可申請者及びその国内における営業所の業務 |
| 第十一條第一項 | 本店、支店その他の営業所 | 国内における営業所 | 国内における営業所 |
| | 本店、支店その他の営業所に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役） | 会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者（以下「代表者」という。）並びに国内における | 会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者（以下「代表者」という。）並びに国内における |
| 第十三條 | 常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役） | 会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者（以下「代表者」という。）並びに国内における | 会社法第八十七条第一項に規定する日本における代表者（以下「代表者」という。）並びに国内における |

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人（次条において「外国法人である投資信託委託業者」という。）に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月（その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間）」とする。

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 第九條第一項 | 読み替えられる法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| | 認可申請者 | 認可申請者及びその国内における営業所 | 認可申請者及びその国内における営業所 |
| 第十一條第一項 | 本店、支店その他の営業所 | 国内における営業所 | 国内における営業所 |
| | 本店、支店その他の営業所に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役） | 商法第四百七十九条第一項に規定する代表者（以下単に「代表者」という。）並びに国内における営業所に | 商法第四百七十九条第一項に規定する代表者（以下単に「代表者」という。）並びに国内における営業所に |
| 第十三條 | 常務に従事する取締役（委員会等設置会社にあつては、執行役） | 商法第四百七十九条第一項に規定する代表者（以下単に「代表者」という。）並びに国内における営業所に | 商法第四百七十九条第一項に規定する代表者（以下単に「代表者」という。）並びに国内における営業所に |

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 第十三条の三 | 顧客 | 営業所に駐在する取締役及び執行役 (以下「取締役等」という。) |
| 第十五条第一項第一号及び第二十八条第一項第一号 | 取締役若しくは執行役 | 代表者若しくは取締役等 |
| 第三十四条の十一第一項 | 他の業務 | 国内における営業所において他の業務 |
| 第四十二条第一項 | その取締役、会計参与、監査役若しくは執行役 | その代表者若しくは取締役等 |
| 第四十二条第一項第一号二 | 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の | 代表者若しくは取締役等の 代表者の解任又は取締役等の解職 代表者若しくは取締役等の 代表者の解任又は取締役等の解職 |
| 第四十二条第一項第二号 | 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役 | 代表者若しくは取締役等 |
| 第四十二条第三項 | 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役 | 代表者若しくは取締役等 |

2 (略)

(特定資産の価格を調査する者)
 第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ (略)
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該受託会社の会計参与
 - (2) (略)
 - (3) (略)

| | | |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 第十三条の二 | 顧客 | 国内における営業所の業務に係る顧客 |
| 第十五条第一項及び第二十八条第一項 | 取締役若しくは執行役 | 代表者若しくは取締役等 |
| 第三十四条の十一第一項 | 他の業務 | 国内における営業所において他の業務 |
| 第四十二条第一項 | 取締役、執行役若しくは監査役 | 代表者若しくは取締役等 |
| 第四十二条第三項 | 取締役、執行役又は監査役 取締役、執行役若しくは監査役 | 代表者の解任又は取締役等の解職 代表者若しくは取締役等 |

2 (略)

(特定資産の価格を調査する者)
 第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
 - イ (略)
 - ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) (略)
 - (2) (略)

三・四 (略)
2 (略)

第三章 投資法人制度

(設立企画人の範囲等)

第五十四条 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2) 法第六十六条第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 法第六十六条第三項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。))となる日において当該事務に現に従事していない者については、当該事務に従事しないこととなつた日から三年を経過していない者に限る。次号において同じ。)

三 適格機関投資家又は有価証券報告書(証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会社(以下「適格機関投資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府令で定めるもの

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第四項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(規約に関する読替え)

第五十六条 法第六十七条第七項の規定において規約について会社法第三十一条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|------------------------------|------------------------------|
| 第三十一条第三項 | 親会社社員(親会社の株主その他の社員をいう。以下同じ。) | 親会社社員(親会社の株主その他の社員をいう。以下同じ。) |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | 当該親会社社員 | 当該親法人の投資主 |

三・四 (略)
2 (略)

第三章 投資法人制度

(設立企画人の範囲等)

第五十四条 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2) 法第六十六条第二項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 法第六十六条第二項第一号又は前号に掲げる者の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの(設立企画人(法第六十六条に規定する設立企画人をいう。以下同じ。))となる日において当該事務に現に従事していない者については、当該事務に従事しないこととなつた日から三年を経過していない者に限る。次号において同じ。)

三 適格機関投資家又は有価証券報告書(証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社でその資本の額が百億円以上である会社(以下「適格機関投資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四 前三号に掲げるもののほか、前項の事務について知識及び経験を有する者として内閣府令で定めるもの

(最低純資産額)

第五十五条 法第六十七条第六項に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(成立時の出資総額)

第五十六条 法第六十八条第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

(払込取扱機関の範囲)

第五十七条 法第七十一条第三項に規定する政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 銀行
- 二 信託会社
- 三 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 四 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連

(成立時の出資総額)

第五十七條 法第六十八條第二項に規定する政令で定める額は、一億円とする。

(規約の変更に関する読替え)

第五十八條 法第六十九條第七項の規定において規約の変更について会社法第九十七條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|------------------|--------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十七條 | 設立時株主 設立時発行株式 | 設立時投資主 設立時発行投資口 |

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第五十九條 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法(法第七十一條第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 法第七十一條第五項
 - 二 法第七十三條第四項において準用する会社法第七十四條第三項
 - 三 法第七十三條第四項において準用する会社法第七十六條第一項
 - 四 法第八十三條第四項
 - 五 法第九十二條の二第一項
 - 六 法第九十四條第一項において準用する会社法第三百十條第三項
 - 七 法第九十九條の四第三項
 - 八 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百二十一條第四項
 - 九 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百二十五條第三項
 - 十 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百二十七條第一項
 - 十一 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百三十九條第二項
 - 十二 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百五十五條第三項
 - 十三 法第九十九條の十第二項において準用する会社法第七百五十七條第一項
- 2) 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 会社(中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号の事業を行うものに限る。)
- 五 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
 - 六 証券会社

(設立の際の投資口の申込み等に関する読替え)

第五十八條 法第七十一條第六項の規定において設立企画人について商法第七十五條第四項から第八項まで及び第七十九條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|----------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五項 | 株式申込人 | 投資口申込者 |
| 第七十五條第六項 | 株式申込証 | 投資口申込証 |
| 第七十五條第七項 | 株式申込証 | 投資口申込証 |
| 第七十五條第八項 | 株式申込人 | 投資口申込者 |
| 第七十九條第一項 | 株式引受人 | 投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第七十九條第二項 | 株式引受人 | 投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第七十九條第三項 | 株式引受人 | 投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者 |

2) 法第七十一條第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口について商法第七十六條及び第七十九條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七十六條 | 発起人 | 設立企画人 |
| 第九十一條 | 株式申込証 | 投資口申込証 |

3) 法第七十一條第六項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額の払込みについて商法第七十七條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| | | |

(設立時募集投資口に関する読替え)

第六十条 法第七十一条第十項の規定において設立時募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第六十条 | 数 | 口数 |
| 第六十二条 | 数に | 口数に |
| 第六十二条第一号 | 数 | 口数 |
| 第六十二条第一項 | 銀行等 | 銀行等(投資法人法第七十一条第二項に規定する銀行等をいう。) |
| 第六十三条第二項 | 設立時発行株式 | 設立時発行投資口 |

2| 法第七十一条第十項の規定において同条第二項に規定する銀行等について会社法第六十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-------------------|----------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第六十四条第一項 | 第三十四条第一項及び前条第一項 | 投資法人法第七十一条第十項において準用する前条第一項 |
| 第六十四条第二項 | これは | 投資法人法第七十一条第十項において準用する前条第一項 |
| 第六十四条第二項 | 第三十四条第一項若しくは前条第一項 | 投資法人法第七十一条第十項において準用する前条第一項 |

(創立総会に関する読替え)

第六十一条 法第七十三条第四項の規定において設立企画人が創立総会を招集する場合について法第九十条の二及び第九十一条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十条の二第一項第三号 | 投資主が | 設立時投資主が |
| 第九十条の二第二項 | 投資主は | 設立時投資主は |
| 第九十一条第一項 | 投資主に | 設立時投資主に |
| 第九十一条第二項 | 投資主 | 設立時投資主 |
| 第九十一条第四項 | 投資主に | 設立時投資主に |

4| 第七十七条第二項 株式申込証

投資口申込証

4 法第七十一条第六項の規定において同条第二項第五号の払込取扱機関について商法第八十九条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|-------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八十九条第一項 | 発起人又ハ取締役 | 設立企画人又ハ執行役員 |
| 第八十九条第二項 | 会社ニ | 投資法人ニ |

5| 法第七十一条第六項の規定において設立企画人並びに投資法人の成立当時の執行役員及び監督役員について商法第九十二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十二条第一項及び第二項 | 株式 | 投資口 |
| 第九十二条第三項 | 株式 | 投資口 |

(設立の際の投資口申込証の用紙の交付に係る電磁的方法)

第五十八条の二 設立企画人は、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資口の申込みをしようとする者に対し、その用いる電磁的方法(法第九十条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た設立企画人は、当該投資口の申込みをしようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資口の申込みをしようとする者に対し、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資口の申込みをしようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(設立の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録)

第五十八条の三 投資口の申込みをしようとする者は、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第七項の規定により同項に規定する電磁的記録(法第六十七条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)による投資口申込証の作成をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該設立企画人に対し、その用いる電磁的記録の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た投資口の申込みをしようとする者は、当該設立企画人から書

| | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 2 | | 法第七十三條第四項の規定において投資法人の創立總會について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | |
| 第九十一条第五項 | 投資主総会参考書類 | 投資主が | 創立總會参考書類 |
| 第九十一条第六項 | 投資主 | 投資主に | 設立時投資主が |
| 第九十一条第七項 | 投資主から 投資主に | 投資主の 投資主に | 設立時投資主に |
| | 投資主 | 投資主の | 創立總會参考書類 |
| | 投資主から 投資主に | 設立時投資主 設立時投資主に | 設立時投資主の 設立時投資主 |
| | 投資主 | 設立時投資主 設立時投資主に | 設立時投資主から 設立時投資主 |
| | 投資主に | 設立時投資主に | 設立時投資主に |
| 第六十八條第五項及び第七項 | 設立時株主 | 設立時株主 | 設立時投資主 |
| 第七十二條第一項本文 | 設立時株主 総株主 | 設立時投資主 総投資主 | 設立時投資主 総投資主 |
| 第七十三條第一項、第七十四條第一項、第三項、第四項及び第七項、第七十五條第二項及び第四項、第七十六條第二項、第三項及び第五項並びに第七十七條第一項 | 設立時株主 設立時発行株式一株 | 設立時株主 設立時発行投資口一口 | 設立時投資主 設立時発行投資口一口 |
| 第七十七條第二項 | 設立時株主 | 設立時投資主 | 設立時投資主 |
| 第七十八條及び第八十条第三項 | 設立時発行株式 | 設立時発行投資口 | 設立時発行投資口 |
| 第八十一条第四項 | 親会社社員 | 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）の投資主 | 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）の投資主 |
| 第八十二条第一項及び第三項 | 設立時株主 | 設立時投資主 | 設立時投資主 |

| | | | |
|---------------------|-----------|--|----------------------------------|
| 2 | | 面又は電磁的方法により電磁的記録による投資口申込証の作成を拒む旨の申出があったときは、法第七十一条第六項において準用する商法第七十五条第七項に規定する電磁的記録による投資口申込証の作成をしてはならない。ただし、当該設立企画人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 | |
| (投資法人の設立等に関する読替え) | | 第五十九條 法第七十三條第四項の規定において創立總會の招集の通知について法第九十一条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 読み替える字句 |
| 第九十一条第四項 | 第二項 | 第九十一条 | 第七十三條第四項において準用する 商法第二百三十二条第二項 |
| 3 | | 法第七十三條第四項の規定において投資法人の創立總會について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十二条の二第一項及び第二項 | 第九十一条 | 第九十一条 | 第七十三條第四項において準用する 商法第二百三十一条 |
| 第九十二条の二第三項 | 第九十一条第四項 | 第九十一条第四項 | 第七十三條第四項において準用する 第九十一条第四項 |
| 第九十二条の二第四項、第五項及び第七項 | 第九十一条第二項 | 第九十一条第二項 | 第七十三條第四項において準用する 商法第二百三十二条第二項 |
| 読み替える商法の規定 | 株式引受人 | 株式引受人 | 投資法人が設立ノ際ニ発行スル投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第八十条第二項 | 議決権ノ総数 | 議決権ノ総数 | 投資口ノ総口数 |
| 第八十七條第一項 | 定款 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十二条第一項 | 各株主 | 各株主 | 各投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第二百三十二条第二項 | 株主 | 株主 | 投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第二百三十三条 | 定款 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十七條ノ三第 | 取締役及監査役 | 取締役及監査役 | 執行役員及監督役員 |

| | | |
|----------------|-------|---------|
| 第八十二条第四項 | 親会社社員 | 親法人の投資主 |
| 第八十三条及び第九十条第三項 | 設立時株主 | 設立時投資主 |

〔投資法人に関する読替え〕

第六十二条 法第七十五条第一項の規定において投資法人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|--|------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五十三条及び第五十四条 | 設立時取締役又は設立時監査役 | 設立時執行役員又は設立時監督役員 |
| 第五十五条 | 第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項 | 第五十三条第一項 |
| | 設立時取締役又は設立時監査役 | 設立時執行役員又は設立時監督役員 |
| | 総株主 | 総投資主 |

〔設立時募集投資口に関する読替え〕

第六十三条 法第七十五条第五項の規定において設立時募集投資口について会社法第二百二条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|----------------|---------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二条第一項 | 第三十一条第二項各号 | 投資法人法第六十七条第七項において準用する第三十一条第二項各号 |
| 第二百二条第二項 | 第六十三条第一項 | 投資法人法第七十一条第十項において準用する第六十三条第一項 |
| 第二百二条第三項 | 割当て並びに第六十一条の契約 | 割当て |
| 第二百二条第四項 | 創立総会若しくは種類創立総会 | 創立総会 |
| | 設立時発行株式 | 設立時発行投資口 |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 第一項及び第二項 | 株主 | 投資口ノ引受ヲ為シタル者 |
| 第二百三十七条ノ三第三項において準用する第二百四十二条ノ二第三項 | ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第二百三十七条ノ四第一項 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十八条 | 取締役ノ提出シタルモノ及監査役ノ監査報告書 | 執行役員ノ提出シタルモノ |
| 第二百三十九条第六項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百三十九条第七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百四十二条第四項において準用する第三十三条ノ二 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第二百四十二条第五項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百四十二条第六項 | 子会社ノ | 子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂フ）ノ |
| | 掲グルモノ（子会社が有限会社ナルトキハ有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項ニ掲グルモノ） | 掲グルモノ |
| 第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三条第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三条第七項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| | 親会社 | 親法人（投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル親法人ヲ謂フ） |
| | 株主 | 投資主 |
| | 裁判所 | 金融庁長官 |
| | 請求（子会社が有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八条第 | 請求 |

(設立企画人等の責任を追及する訴えに関する読替え)

第六十四条 法第七十五条第七項の規定において設立企画人、設立時執行役員又は設立時監督役員の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|----------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |
| 第八百四十九条第二項 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |
| 第一号 | | |
| 第八百五十条第四項 | 第五十五条、第二百二十五条、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項 | 投資法人法第七十五条第一項において準用する第五十五条 |

(利益の返還を求める訴えに関する読替え)

第六十五条 法第七十七条の二第六項の規定において同条第三項の利益の返還を求める訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|-------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |
| 第八百四十九条第二項 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |
| 第一号 | | |

(基準日等に関する読替え)

第六十六条 法第七十七条の三第三項の規定において基準日について会社法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|------------------|--|
| 第二百四十七条第一項 | 一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求 | |
| 株主、取締役又ハ監査役 | 投資口ノ引受ヲ為シタル者、投資主 | |
| 定款 | 執行役員又ハ監督役員 | |
| 株主ガ | 規約 | |
| 投資口ノ引受ヲ為シタル者ガ | | |
| 株主 | 投資主 | |
| 取締役又ハ監査役 | 執行役員又ハ監督役員 | |
| 定款 | 規約 | |
| 第二百五十一条 | | |

4) 法第七十三条第四項の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|----------------------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十九条第五項 | 総会 | 創立総会 |
| 第二百三十九条第四項 | 株主総会 | 創立総会 |
| 二項において準用する | ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会 | ヨリ一年間ハ |
| 第二百四十二条第三項 | ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | |
| 第二百三十九条ノ四第 | 株式 | 投資口 |
| 三項 | | |
| 第二百四十一条第一項 | 一株 | 投資口一口 |

(創立総会の招集に係る電磁的方法)

第五十九条の二 投資法人の創立総会を招集する者は、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十二条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資口の引受けをした者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2) 前項の規定による承諾を得た投資法人の創立総会を招集する者は、当該投資口の引受けをした者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があったときは、当該投資口の引受けをした者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資口の引受けをした者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

| | | |
|-----------------|-----------|------------------------------------|
| 読み替える会社法の規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十四条第二項 | 基準日株主 | 基準日において投資主名簿に記載さ れ、又は記録されている投資主 |

2| 法第七十七条の三第三項の規定において投資主名簿について会社法第二百二十五条（第三項第三号を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|--|
| 読み替える会社法の規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十五条第四項 | 親会社社員 | 親法人（投資法人法第八十一条第一 項に規定する親法人をいう。以下こ の条において同じ。）の投資主 |
| 第二百二十五条第五項 | 親会社社員 | 親法人の投資主 |

3| 法第七十七条の三第三項の規定において投資主に対してする通知又は催告については会社法第二百二十六条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十六条第一項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |

（登録投資口質権者に対してする通知又は催告に関する読替え）

第六十七条 法第七十七条の三第四項の規定において登録投資口質権者に対してする通知又は催告については会社法第五十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五十条第一項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |

（投資口に関する読替え）

第六十八条 法第七十九条第三項の規定において投資口について会社法第三百二十二条及び第三百三十三条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規 定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| | | |

（創立総会において執行役員及び監督役員の説明を求める事項の通知に係る電磁的方法及びその規定の準用）

第五十九条の三 投資口の引受けをした者は、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2| 前項の規定による承諾を得た投資口の引受けをした者は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第七十三条第四項において準用する商法第二百三十七条ノ三第三項において準用する同法第二百四条ノ二第二項に規定する情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3| 前二項の規定は、法第七十三条第四項において商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人が設立の際に発行する投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

（創立総会における電磁的方法による議決権の行使等に係る電磁的方法の規定の準用）

第五十九条の四 第六十六条の二の規定は、法第七十三条第四項において法第九十二条の二第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の二中「投資主」とあるのは、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

2| 第六十六条の三の規定は、法第七十三条第四項において法第九十二条の二第六項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十六条の三中「投資主」とあるのは、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

（設立企画人に関する読替え）

第六十条 法第七十五条の規定において設立企画人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------------------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十三条第一項、 第九十四条及び第九 十五条 | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において | 株式 | 投資口 |

| | | |
|------------|------------------------|---|
| 第三百二十二条 | 株主名簿記載事項を株主名簿 | 投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿 |
| 第三百二十二条第三号 | 自己株式 | 当該投資法人が有する自己の投資口 |
| 第三百三十三条第一項 | 株式取得者 株主名簿記載事項を株主名簿 | 投資口取得者 投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿 |
| 第三百三十三条第二項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十九条 法第七十九条第四項の規定において投資口の質入れについては会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|--------------------|---------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百四十六条第二項 | 株券発行会社 | 投資法人 |
| 第四百四十七条第二項 | 前項の規定にかかわらず、株券発行会社 | 投資法人 |
| 第四百四十八条 | 株券発行会社その他 | 投資法人その他 |
| 第四百五十三条第二項及び第三項 | 株主名簿 株券発行会社 | 投資主名簿 投資法人 |
| 第四百五十四条 | 登録株式質権者 | 登録投資口質権者 |

(投資口の併合に関する読替え)

第七十条 法第八十一条の二第二項の規定において同条第一項の場合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八十条第三項 | 取締役 株主総会 | 執行役員 投資主総会 |
| 第八十一条第一項 | 登録株式質権者 | 登録投資口質権者 |
| 第八十二条 | 数 | 口数 |

| | | |
|---|--|----------------------------|
| 条第一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において準用する第二百六十七条第二項において準用する第二百四十二条第三項 | 株主総会 ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | 投資主総会 ヨリ一年間ハ |
| 第九十六条において準用する第二百六十七條第三項及び第四項 | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において準用する第二百六十七條第六項 | 株主 | 投資主 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第二項から第四項まで | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第五項 | 第二百六十六条第五項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第九條第四項 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第六項 | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第七項 | 株主 | 投資主 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第八項 | 会社 | 投資法人 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八條第九項 | 株主総会 監査役 | 投資主総会 監督役員 |

(投資口の分割に関する読替え)

第七十一条 法第八十一条の第三第二項の規定において同条第一項の場合について会社法第八十三条第二項(第三号を除く。)及び第八十四条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八十三条第二項第一号 | 総数 発行済株式(種類株式発行会社にあつては、第三号の種類の発行済株式) | 発行済投資口 |
| 第八十四条第一項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |
| 第八十四条第二項 | 同項第二号 | 前条第二項第二号 |
| | 株主総会 | 投資主総会 |
| | 発行可能株式総数 | 発行可能投資口総口数 |
| | 数の | 口数の |

(募集投資口に関する読替え)

第七十二条 法第八十三条第九項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百四十一条及び第三項 | 数 | 口数 |
| 第二百五条 | 総数 | 総口数 |
| 第二百六条 | 数に | 口数に |
| 第二百六条第一号 | 数 | 口数 |
| 第二百六条第二号 | 総数 | 総口数 |
| | の数の | の口数の |

(募集投資口の引受けに関する読替え)

第七十三条 法第八十四条第一項の規定において募集投資口について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------------|----------|-------------|
| 第九十六条において準用する第二百六十八条ノ二第一項及び第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八条ノ二第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第九十六条において準用する第二百六十八条ノ三第一項 | 会社 株主 | 投資法人 投資主 |

2)

法第七十五条の規定において投資法人が設立の際に発行する投資口を募集する場合について商法第九十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第九十八条 | 株式申込証 | 投資口申込証 |

(設立企画人の責任を追及する訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第六十条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第七十五条において商法第九十六条において準用する同法第二百六十七条第二項において準用する同法第二百四十一条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(投資口の質入れに関する読替え)

第六十一条 法第七十八条第六項の規定において投資口の質入れについて商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|--------------------------------------|--|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七条 | 株券 | 投資証券 |
| 第二百八条 | 消却、併合、分割、転換 | 払戻、併合、分割 |
| 第二百九条第一項 | 株主 会社 株主名簿 株券二 利益若ハ利息ノ配当 | 投資主 投資法人 投資主名簿 投資証券二 金銭ノ分配 |

| | | |
|--------------|----------------------------|--------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百八条第一項 | 銀行等 | 銀行等（投資法人法第七十一条第二項に規定する銀行等をいう。） |
| 第二百十一条第一項 | 第二百五条 | 投資法人法第八十三条第九項において準用する第二百五条 |
| 第二百十二条第一項第一号 | 取締役（委員会設置会社にあつては、取締役又は執行役） | 執行役員 |

（投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えに関する読替え）

第七十四条 法第八十四条第二項の規定において投資法人の成立後における投資口の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------------|---|----------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百二十八条第一項第二号 | 六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内） | 六箇月以内 |
| 第八百四十条第五項及び第六項 | 登録株式質権者 | 登録投資口質権者 |
| 第八百七十八条第一項 | 総株主 | 総投資主 |

（支払を求める訴えに関する読替え）

第七十五条 法第八十四条第四項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百一十二条第一項（第二号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて会社法第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|-------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百四十九条第二項 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |

| | | |
|----------|------------------------------------|---|
| 第二百九条第三項 | 会社 株主 受クベキ株券 株券ノ交付 旧株券 | 投資法人 投資主 受クベキ投資証券 投資証券ノ交付 旧投資証券 |
|----------|------------------------------------|---|

（投資主名簿に関する読替え）

第六十二条 法第八十二条第三項の規定において投資主名簿について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------------|----------------------|----------------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十四条第一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百二十四条第二項 | 株主ノ | 投資主ノ |
| 第二百二十四条第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百二十四条第四項 | 株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主 | 投資口ノ申込ヲ為サントスル者、投資口ノ引受ヲ為シタル者又ハ質権者 |
| 第二百二十四条ノ二第一項及び第二項 | 会社 株主 | 投資法人 投資主 |
| 第二百二十四条ノ二第三項 | 質権者又ハ端株主 | 質権者 |
| 第二百二十四条ノ三第一項 | 会社 配当 株主又ハ | 投資法人 金銭ノ分配 投資主又ハ |
| 第二百二十四条ノ三第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百二十四条ノ三第三項 | 会社 定款 | 投資法人 規約 |

（投資主に対する通知又は催告に係る電磁的方法及びその規定の準用）

第六十二条の二 投資法人は、法第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項の規定により同項に規定する通知又は催告をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2] 前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知又は催告を受けたい旨の申出があつたときは、当該投資主に対し、法第八

| | |
|-----|--|
| 第一号 | |
|-----|--|

(投資主が投資証券の所持を希望しない場合に関する読替え)

第七十六条 法第八十五条第三項の規定において投資法人（規約によって法第八十六条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について会社法第二百七十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|--------------------------------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七十七条第二項 定 | 数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数） | 口数 |
| 第二百七十七条第三項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |

(投資証券に関する読替え)

第七十七条 法第八十七条第二項の規定において投資証券について会社法第二百九十九条第二項及び第二百二十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百九十九条第二項並びに第二百二十条第一項及び第二項 | 株券発行会社 | 投資法人 |

(投資主総会の招集に関する読替え)

第七十八条 法第九十条第三項の規定において投資主総会の招集について会社法第二百九十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百九十七条第一項 | 取締役 | 執行役員 |

(電磁的方法による通知の承諾等)

第七十九条 次に掲げる規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相

十二条第三項において準用する商法第二百二十四条第二項に規定する通知又は催告を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3) 前二項の規定は、法第八十二条第三項において商法第二百二十四条第四項において準用する同法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前二項中「投資主」とあるのは、「投資口の申込みをしようとする者、投資口の引受けをした者又は質権者」と読み替えるものとする。

(投資証券に関する読替え)

第六十三条 法第八十三条第五項の規定において投資法人（規約をもって法第八十四条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について商法第二百二十六条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十六条ノ二第一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百二十六条ノ二第二項 | 定款 | 規約 |
| 第二百二十六条ノ二第四項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |
| | 株主 | 投資主 |

(投資口の併合に関する読替え)

第六十四条 法第八十五条第二項の規定において同条第一項の場合について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えについては、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------------|-----------|-----------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百十四条第三項 | 株券 | 投資証券 |
| 第二百十五条第一項 | 株券 | 投資証券 |
| 第二百十五条第三項及び第四項 | 株主及株主名簿 | 投資主及投資主名簿 |
| 第二百十五条ノ二 | 株券 | 投資証券 |
| 第二百十六条第一項 | 株券ガ | 投資証券ガ |
| | 旧株券 | 旧投資証券 |
| | 新株券 | 新投資証券 |

手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 法第九十一条第二項（法第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

二 法第三十九条の十第二項において準用する場合を含む。

三 法第六十四條第四項において準用する場合を含む。

2| 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（投資主総会に関する読替え）

第八十条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|----------------------------|------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百二条第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百四条 | 総株主 | 総投資主 |
| 第三百五条第一項本文 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百五条第四項 | 総株主 | 総投資主 |
| 第三百七条第一項及び第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百七条第三項 | 取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役） | 執行役員及び監督役員 |
| 第三百八条第一項本文 | 総株主 | 総投資主 |
| 第三百八条第二項 | 一株 | 一口 |
| 第三百八条第二項 | 自己株式 | 当該投資法人が有する自己の投資口 |
| 第三百十三條第二項 | 取締役会設置会社 | 投資法人 |
| 第三百十四條 | 取締役、会計参与、監査役及び執行役 | 執行役員及び監督役員 |
| 第三百十六條第一項 | 取締役、会計参与、監査役、監査役会 | 執行役員、監督役員 |
| 第三百十八條第五項 | 親会社社員 | 親法人（投資法人法第八十一条第一 |

（投資口の併合における端数の処理に関する読替え）

第六十五条 法第八十六条第四項の規定において同条第一項及び第二項の場合について商法第二百二十条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十条第四項 | 株券 | 投資証券 |

（投資主総会の招集の請求に係る電磁的方法）

第六十五条の二 監督役員は、法第九十条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該執行役員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た監督役員は、当該執行役員から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該執行役員に対し、法第九十条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該執行役員が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（投資主総会の招集の通知に係る電磁的方法）

第六十五条の三 投資主総会を招集する者は、法第九十一条第二項の規定により電磁的方法による招集の通知を発しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2| 前項の規定による承諾を得た投資主総会を招集する者は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該投資主に對し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（書面による議決権の行使に関する読替え）

第六十六条 法第九十二条第四項の規定において同条第二項の規定により提出された書面について商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十九条第六項 | 取締役 | 執行役員 |

（投資主総会における電磁的方法による議決権の行使の用に供されるべき書面の内容である

| | |
|--|--------------------|
| | 項に規定する親法人をいう。）の投資主 |
|--|--------------------|

（役員解任の訴えに関する読替え）

第八十一条 法第百四十四条第三項の規定において役員解任の訴えについて会社法第八百五十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |
| 第八百五十四条第一項 | 株主総会に 株主総会の日 | 投資主総会に |
| 第八百五十四条第一項 | 発行済株式 数 | 発行済投資口 口数 |
| 第二号 | | |

（執行役員等に関する読替え）

第八十二条 法第百九十五条第五項の規定において執行役員について会社法第三百五十五条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|--------------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |
| 第三百五十五条 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 2 法第百九十五条第五項の規定において投資法人について会社法第三百五十五条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | | |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |
| 第三百五十条 | 代表取締役その他の代表者 | 執行役員 |

（業務の執行に関する検査役の選任の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合に関する読替え）

第八十三条 法第百十条第二項の規定において同条第一項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について会社法第三百五十八条第四項及び第三百五十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 定 | | |

事項の提供に係る電磁的方法）

第六十六条の二 投資法人は、法第九十二条の二第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資法人は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該投資主に対し、法第九十二条の二第五項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（投資主総会における議決権の行使に係る電磁的方法）

第六十六条の三 投資主は、法第九十二条の二第六項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資主は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該投資法人に対し、法第九十二条の二第六項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（電磁的方法による議決権の行使に関する読替え）

第六十六条の四 法第九十二条の二第九項の規定において同条第六項の規定により提出された事項が記録された電磁的記録について商法第二百三十九条第六項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十九条第六項 | 取締役 | 執行役員 |

（投資主総会に関する読替え）

第六十七条 法第九十四条第一項の規定において投資主総会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十二条第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| 一項 | | |

| | | |
|---------------|----------------------------|----------------------------------|
| 第三百五十八條第四項 | 子会社 | 子法人（投資法人法第七十七條の二第一項に規定する子法人をいう。） |
| 第三百五十九條第一項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百五十九條第一項第一号 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第三百五十九條第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第三百五十九條第三項 | 取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役） | 執行役員及び監督役員 |
| | 株主總會 | 投資主總會 |

（監督役員に関する読替え）

第八十四條 法第一百一十條第三項の規定において監督役員について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|------------------|---|
| 読み替える（会社法の規定） | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百五十五條 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第三百八十一條第三項 | 監査役設置会社の子会社 | 投資法人の子法人（投資法人法第七十七條の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。） |
| | その子会社 | その子法人 |
| 第三百八十一條第四項 | 子会社 | 子法人 |
| 第三百八十四條 | 取締役 | 執行役員 |
| | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第三百八十五條第一項 | 取締役 | 執行役員 |
| | 監査役設置会社 | 投資法人 |
| 第三百八十五條第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百八十六條第一項 | 取締役 | 投資法人法第九條第五項において準用する第三百四十九條第四項 |
| | 第三百五十三條及び第三百六十四條 | 投資法人 |
| | 監査役設置会社 | 執行役員 |
| | 取締役 | 執行役員 |

| | | |
|----------------------|-----------------------|--------------------------|
| 第二百三十二條ノ二第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百三十二條ノ二第三項において準用する | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百四條ノ二第二項 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十二條ノ二第三項において準用する | 会社 | 投資法人 |
| 第二百四條ノ二第三項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百三十三條 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十六條 | 株主 | 投資主 |
| 第二百三十七條第一項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百三十七條第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百三十七條第四項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百三十七條ノ二第二項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百三十七條ノ二第三項 | 取締役及監査役 | 執行役員及監督役員 |
| 第二百三十七條ノ三 | 株主 | 投資主 |
| 第二百三十七條ノ三第三項において準用する | 会社 | 投資法人 |
| 第二百四條ノ二第二項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百三十七條ノ三第三項において準用する | 会社 | 投資法人 |
| 第二百四條ノ二第三項 | 算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第二百三十七條ノ四第一項 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十八條 | 取締役ノ提出シタルモノ及監査役ノ監査報告書 | 執行役員ノ提出シタルモノ及会計監査人ノ監査報告書 |

| | | |
|-------------------|------------------------------|--|
| 第三百八十六条第二項 | 第三百四十九条第四項 | 投資法人法第九十五条第五項において 適用する第三百四十九条第四項 |
| 第三百八十六条第二項 第一号 | 監査役設置会社を 監査役設置会社 | 投資法人を 投資法人 |
| 第三百八十六条第二項 第二号 | 取締役 監査役設置会社 第八百四十七条第一項 | 執行役員 投資法人 投資法人法第九十六条において適用 する第八百四十七条第一項 |
| | 取締役 第八百四十九条第三項 | 執行役員 投資法人法第九十六条において適用 する第八百四十九条第三項 |
| | 取締役 第八百五十条第二項 | 投資法人法第九十六条において適用 する第八百五十条第二項 |

(役員会等に関する読替え)

第八十五条 法第九十五条第一項の規定において役員会については会社法第九十六条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|--|--------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百六十八条第一項 | 各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役） | 各執行役員及び各監督役員 |
| 第三百六十八条第二項 | 取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役） | 執行役員及び監督役員 |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百七十一条第一項 | 取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた日を含む。） | 役員会の日 |

2 | 法第九十五条第一項の規定において投資法人については会社法第九十七条（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|--|--|
| 第二百三十九条第一項 | 定款 | 規約 |
| 第二百三十九条第二項 及び第五項 | 総株主ノ議決権ノ過半 数ヲ有スル株主 | 発行済投資口ノ総口数ノ過半数ニ当 ル投資口ヲ有スル投資主 |
| 第二百三十九条第三項 において準用する第二 百四十二条第三項 | 株主 会社 ノ属スル営業年度ノ決 算期ニ関スル定時總會 ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | 投資主 投資法人 ヨリ一年間ハ |
| 第二百三十九条第六項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百三十九条第七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百三十九条ノ四第 一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百三十九条ノ四第 二項において準用する 第二百四十二条第三項 | ノ属スル営業年度ノ決 算期ニ関スル定時總會 ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第二百三十九条ノ四第 三項 | 株主 株式 | 投資主 投資口 |
| 第二百四十一条第一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百四十一条第二項 | 各株主 一株 | 各投資主 投資口一口 |
| 第二百四十一条第三項 | 株式 会社、親会社及子会社 又ハ子会社 | 投資口 投資法人、親法人（投資信託及び投 資法人に関する法律第八十一条第一 項ニ規定スル親法人ヲ謂フ以下同ジ ）及子法人（同項ニ規定スル子法人 ヲ謂フ以下同ジ）又ハ子法人 |
| 第二百四十四条第四項 において準用する第三 十三条ノ二 | 会社又ハ親会社ノ株式 法務省令 | 投資法人又ハ親法人ノ投資口 内閣府令 |
| 第二百四十四条第五項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百四十四条第六項 | 子会社ノ 掲グルモノ（子会社が | 子法人ノ 掲グルモノ |

| | | | |
|--------------|-----------------------|---|---|
| 第三百七十一条第二項各号 | 議事録等 | 議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。） | 議事録 |
| 第三百七十一条第四項 | 役員又は執行役員 議事録等 | 役員 | 役員 |
| 第三百七十一条第五項 | 親会社社員 | 親会社社員 | 親会社社員 |
| 第三百七十一条第六項 | 第三項において読み替えて適用する第二項各号 | 親会社若しくは子会社 | 親会社若しくは子会社 |
| 第三百七十一条第六項 | 第三項において読み替えて適用する第二項各号 | 親会社若しくは子会社 第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。） | 親会社若しくは子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。） |
| 第三百七十一条第六項 | 第三項において読み替えて適用する第二項各号 | 第二項各号 | 第二項各号 |

（投資法人の会計監査人に関する読み替え）
 第八十六条 法第十五条の二第四項の規定において投資法人の会計監査人について会社法第三百九十六条第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|------------|---------------|---|---|
| 第三百九十六条第三項 | 読み替えられる会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| 第三百九十六条第三項 | 子会社に | 子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）に | 子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この条において同じ。）に |
| 第三百九十六条第四項 | その子会社 | その子法人 | その子法人 |
| 第三百九十六条第四項 | 子会社 | 子法人 | 子法人 |

| | | | |
|------------------------------|---------------|---------------|------------------|
| 第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三条第三項 | 株主及会社 法務省令 | 株主及会社 法務省令 | 投資主及投資法人 内閣府令 |
| 第二百四十四条第六項において準用する第二百六十三条第七項 | 親会社 株主 | 親会社 株主 | 親会社 投資主 |
| 第二百四十七條第一項 | 株主 | 株主 | 投資主 |
| 第二百四十七條第一項 | 取締役又ハ監査役 | 取締役又ハ監査役 | 執行役員又ハ監督役員 |
| 第二百四十七條第二項 | 定款 | 定款 | 規約 |
| 第二百四十七條第二項において準用する第九條第二項 | 会社 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百四十九條第一項 | 株主 | 株主 | 投資主 |
| 第二百四十九條第一項 | 会社 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百五十一條 | 定款 | 定款 | 規約 |

（投資主の提案等に係る電磁的方法の規定の準用）
 第六十七条の二 第五十九條の三第一項及び第二項の規定は、法第九十四条第一項において商法第二百三十二条ノ二第三項、第二百三十七條第二項、第二百三十七條ノ三第三項及び第二百三十九條ノ四第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九條の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

（投資主総会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法）

（会計監査人の責任に関する読替え）

第八十七条 法第百十五条の六第十二項の規定において会計監査人の同条第一項の責任について会社法第四百二十七条（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|------------------------------------|----------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百二十七条第二項 | 子会社 | 子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。） |
| 第四百二十七条第四項 | 業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人 株主総会 | 執行役員 投資主総会 |

（役員等の責任を追及する訴えに関する読替え）

第八十八条 法第百十六条の規定において役員等の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条（第二項第一号及び第五項を除く。）及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|--|--------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百四十九条第二項第一号 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |
| 第八百五十条第四項 | 第五十五条、第二百二十四条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項 | 投資法人法第七十七条の二第五項、第六条の二第三項 |

第六十七条の三 投資主又はその代理人は、法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資主又はその代理人は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該投資法人に対し、法第九十四条第一項において準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項に規定する情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該投資法人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（執行役員に関する読替え）

第六十八条 法第九十九条第一項の規定において執行役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|--------------------------|--|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七十八条第一項 | 会社ノ | 投資法人ノ |
| 第七十八条第二項 | 合名会社 | 投資法人 |
| 第二百五十四条第三項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百五十四条ノ三 | 定款 | 規約 |
| 第二百五十七條第一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百五十七條第三項 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 第二百五十八條第一項 | 定款 | 規約 |
| 第二百五十八條第二項 | 本店及支店 | 本店 |
| 第二百六十三條第一項第三号 | 名義書換代理人ヲ置キタル場合 | 名義書換事務受託者（投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第二項ニ規定スル名義書換事務受託者ヲ謂フ）ノ営業所ガ投資法人ノ本店ト異ナル場合 |
| 第二百六十三條第二項 | 株主、会社ノ債権者、端株主及新株予約権ヲ有スル者 | 投資主及投資法人ノ債権者 |

(一般事務受託者の責任を追及する訴えに関する読替え)

第八十九条 法第九十九条第三項の規定において一般事務受託者の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------------|---|--------------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百四十九条第二項 第一号 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |
| 第八百五十条第四項 | 第五十五条、第二百二十五条、第四百二十四条(第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二条第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項 | 投資法人法第九十九条第三項において準用する投資法人法第一百五十六条第二項 |

(基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額)

第九十条 法第二百四十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

(違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え)

第九十一条 法第二百二十七条第二項の規定において同条第一項の規定による支払を求める訴えにおいて会社法第八百四十九条(第二項第二号及び第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------------|-----------|-------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百四十九条第二項 第一号 | 監査役 | 監督役員又は清算監督人 |

第二百六十三条第三項
第二百六十三条第三項
第二号

| | | |
|---------------------------------|--|--|
| 第二百六十三条第三項 第二百六十三条第三項 第二号 | 株主及会社 株主名簿、新株予約権 原簿、社債原簿若ハ端 株原簿 株主名簿、新株予約権 原簿若ハ社債原簿 | 投資主及投資法人 投資主名簿及投資法人債原簿 |
| 第二百六十三条第七項 | 親会社 株主 子会社ニ 請求(子会社ガ有 限会社法第二十八 条第一項ノ定款又 ハ社員名簿ニ係 ル請求) | 親法人(投資信託及 び投資法人に關 する法律第八十一 条第一項ニ規定ス ル親法人ヲ謂フ) 投資主 子法人(同項ニ規 定スル子法人ヲ 謂フ)ニ 請求 |

2) 法第九十九条第一項の規定において法第六十六条第三項において準用する商法第六十七条ノ二に規定する執行役員の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。【表】

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 第七十条ノ二 | 会社 | 投資法人 |
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |

(監督役員に関する読替え)

第六十九条 法第二百四十四条の規定において監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------|---------------------|---|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七十四条ノ三第一項 | 親会社 子会社ニ 子会社ノ | 親法人(投資信託及 び投資法人に關 する法律第八十一 条第一項ニ規定ス ル親法人ヲ謂フ) 子法人(同項ニ規 定スル子法人ヲ 謂フ以下此ノ条ニ 於テ同ジ)ニ 子法人ノ |

（計算書類等の承認の通知に係る電磁的方法）

第九十二条 法第三十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（計算書類等の閲覧等に関する読替え）

第九十三条 法第三十二条第二項の規定において同条第一項の計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書並びに会計監査報告について会社法第四百四十二条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|------------------------------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百四十二条第四項 | 親会社社員 | 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。）の投資主 |

（金銭の分配に関する読替え）

第九十四条 法第三十七条第五項の規定において投資法人の金銭の分配について会社法第四百五十七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|----------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百五十七条第一項 | 株主名簿 | 投資主名簿 |
| | 登録株式質権者 | 登録投資口質権者 |

（投資法人債等に関する読替え）

第九十五条 法第三十九条の七の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合におけ

| | | |
|--------------|------|-------|
| 第二百七十四条ノ三第二項 | 子会社 | 子法人 |
| 第二百七十五条 | 取締役 | 執行役員 |
| | 株主総会 | 投資主総会 |
| | 定款 | 規約 |
| 第二百七十五条ノ二第一項 | 取締役 | 執行役員 |
| | 会社 | 投資法人 |
| | 定款 | 規約 |
| 第二百七十五条ノ二第二項 | 取締役 | 執行役員 |

（役員会の招集の請求に係る電磁的方法の規定の準用）

第六十九条の二 第六十五条の二の規定は、法第六十条第四項において法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。

（役員会に関する読替え）

第七十条 法第八十条第一項の規定において役員会について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|-------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百五十九条ノ二 | 各取締役及各監査役 | 各執行役員及各監督役員 |
| | 定款 | 規約 |
| 第二百五十九条ノ三 | 取締役及監査役 | 執行役員及監督役員 |
| 第二百六十条ノ二第一項 | 定款 | 規約 |
| 第二百六十条ノ四第三項 | 取締役及監査役 | 執行役員及監督役員 |
| 第二百六十条ノ四第四項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第二百六十条ノ二第三十三条ノ二 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百六十条ノ四第五項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第二百六十条ノ四第六項 | 会社ノ債権者 | 投資法人ノ債権者 |
| | 取締役又ハ監査役 | 執行役員又ハ監督役員 |

る投資法人債、投資法人債権者、投資法人債原簿又は投資法人債券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------------|--|--|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第六百八十条 | 募集社債 | 募集投資法人債 |
| 第六百八十一条 | 社債原簿記載事項 | 投資法人債原簿記載事項 |
| 第六百八十一条第四号 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第六百八十二条第一項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第六百八十二条第二項及び第三項 | 社債発行会社 社債原簿記載事項 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 投資法人債原簿記載事項 投資法人債発行法人 |
| 第六百八十三条 | 社債原簿管理人(会社に代わって社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ) | 投資主名簿等管理人(投資法人法第六百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人をいう) |
| 第六百八十四条第一項から第三項まで | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第六百八十四条第四項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第六百八十四条第五項 | 親会社社員 | 親法人の投資主 |
| 第六百八十五条第一項、第三項及び第四項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第六百八十五条第五項 | 第七百二十条第一項 | 第三百三十九条の十第二項において準用する第七百二十条第一項 |
| 第六百八十八条第一項及び第二項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第六百八十八条第三項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第六百九十条第一項 | 社債発行会社は 社債原簿記載事項 | 投資法人債発行法人は 投資法人債原簿記載事項 |

会社ノ本店
投資法人ノ本店

(執行役員及び監督役員に関する読替え)
第七十一条 法第百十条の規定において執行役員及び監督役員について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------------------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百六十八條第二項から第四項まで | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第六項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第七項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條第八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八項において準用する第二百六十六條第九項 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第二百六十八條ノ二第一項及び第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條ノ二第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條ノ三第一項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十八條ノ三第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十七條第二項 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第二百六十七條第一項 | 株式 | 投資口 |
| 第二百六十七條第一項 | 株式 | 投資主 |
| 第二百六十七條第一項 | 株式 | 投資主 |
| 第二百六十七條第二項 | 株式總會 | 投資主總會 |

2) 法第百十条の規定において法第百九条第一項の規定による執行役員又は監督役員の責任について商法第二百六十七條の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|----------|-------------|
| 第六百九十条第一項各号 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第六百九十条第二項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第六百九十一条第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| | 社債原簿記載事項 | 投資法人債原簿記載事項 |
| 第六百九十一条第三項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第六百九十三条、第六百九十四条第一項、第六百九十五条、第六百九十六条、第六百九十七条第一項及び第七百七条 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |

(投資法人債管理者に関する読替え)

第九十六条 法第百三十九条の九第八項の規定において投資法人債管理者について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|------------|---------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七百十條第二項 | 社債発行会社が | 投資法人債発行法人が |
| 第七百十條第二項各号 | 社債発行会社について | 投資法人債発行法人について |
| 第七百十一条第一項、第七百十二条、第七百十三条並びに第七百十四條第一項、第二項及び第四項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |

(投資法人債権者集会等に関する読替え)

第九十七条 法第百三十九条の十第二項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者又は投資法人債権者集会について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------|-----------|---------|

| | | |
|-----------------|------------|------|
| 百四條ノ二第三項 | 算期ニ関スル定時總會 | |
| 第二百六十七條第三項及び第四項 | 会社 | 投資法人 |
| 第二百六十七條第六項 | 株主 | 投資主 |

3| 法第百十條の規定において投資法人について商法第二百七十二條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七十二條 | 取締役 | 執行役員 |
| | 定款 | 規約 |
| | 株式 | 投資口 |
| | 株主 | 投資主 |

4| 法第百十條の規定において監督役員について商法第二百七十五條ノ四の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百七十五條ノ四 | 会社 | 投資法人 |
| | 取締役 | 執行役員 |

(執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起の請求等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十一条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百十條第一項及び第百十三條第一項において商法第二百六十七條第二項において準用する同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(一般事務受託者に関する読替え)

第七十二条 法第百十三條第三項の規定において同条第一項及び第二項の規定による一般事務受託者の責任について商法第二百六十七條の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百六十七條第一項 | 株式 | 投資口 |
| | 株主 | 投資主 |
| | 会社 | 投資法人 |

| | | |
|--------------------------------------|------------|---------------|
| 第七百十七條第二項並びに第七百十八條第一項及び第二項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百十八條第四項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第七百二十條第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百二十條第二項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百二十條第四項及び第五項 | 同項の書面 | 前項の書面 |
| 第七百二十一條第一項及び第二項 | 社債権者集会参考書類 | 投資法人債権者集会参考書類 |
| 第七百二十一條第三項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第七百二十一條第四項 | 社債権者集会参考書類 | 投資法人債権者集会参考書類 |
| 第七百二十三條第二項 | 社債権者集会参考書類 | 投資法人債権者集会参考書類 |
| 第七百二十三條第三項 | 同項 | 前項 |
| 第七百二十九條第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百二十九條第二項 | 無記名社債 | 無記名投資法人債 |
| 第七百三十一條第二項及び第三項、第七百三十三條第一号並びに第七百三十五條 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百三十六條第一項及び第三項並びに第七百三十七條第一項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百三十七條第二項 | 代表社債権者 | 代表投資法人債権者 |
| 第七百三十八條 | 代表社債権者 | 代表投資法人債権者 |
| 第七百三十九條 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第七百四十條第三項 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |

| | | |
|--------------|----------------------|--------|
| 第二百六十七條第二項 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 第二百六十七條第三項 | ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會 | ヨリ一年間ハ |
| 第二百六十七條第四項 | ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | |
| 第二百六十七條第六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第二十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第三十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第四十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第五十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第六十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第七十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第八十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十三項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十四項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十六項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十七項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十八項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第九十九項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百六十八條第一百項 | 株主 | 投資主 |

| | | |
|-----------------|---|------------------------|
| | 第七百八十九条第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る。）」とあるのは「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることができないものに限る。）及び債権管理がある場合において当該債権管理を含む。」とする。 | する |
| 第七百四十一条第一項 | 代表社債権者 | 代表投資法人債権者 |
| 第七百四十一条第二項及び第三項 | 社債発行会社 代表社債権者 | 投資法人債発行法人 代表投資法人債権者 |
| 第七百四十二条 | 社債発行会社 | 投資法人債発行法人 |
| 第八百六十五条第三項 | 代表社債権者 | 代表投資法人債権者 |

（投資法人債に関する法令の適用）

第九十八條 法第三十九條の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十三條、第二十四條第二項及び第八十二條第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）、信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---------|

| | | |
|------------------------------|------|-------|
| 監査等に関する商法の特別に関する法律の規定 | | |
| 第六條第一項、第六條の二第二項及び第三項並びに第六條の三 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 第六條の四第一項 | 定款 | 規約 |
| 第七條第一項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第十七條第二項 | 定時総会 | 投資主総会 |

（投資法人が成立後に発行する投資口等に関する読替え）

第七十四條 法第二百二十三條第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|--|----------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七十六條 | 読み替えられる字句 発起人 | 読み替える字句 執行役員 |
| 第二百八十条ノ十七第二項 | 株券 | 投資証券 |
| 第二百八十条ノ十七第三項 | 株主及株主名簿 株券カ | 投資主及投資主名簿 投資証券カ |
| 第二百八十条ノ十八第一項及び第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百八十条ノ十八第三項において準用する第二百九條第一項 | 株主名簿 株券ニ トキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ） | 投資主名簿 投資証券ニ トキ |
| 2) 法第二百二十三條第一項の規定において執行役員について商法第七十五條第四項から第八項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | 利益若ハ利息ノ配当 | 金銭ノ分配 |

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---------|

| | | |
|---|---|---|
| <p>担信法第十九条第一項 第十号</p> | <p>担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二條第三項</p> | <p>担保付社債信託法（以下この表において「担信法」という。）第二條第三項</p> |
| <p>会社法第六百九十八條</p> | <p>一 動産質 二 証書アル債権質 三 不動産質 四 船舶抵当 四ノ二 自動車抵当 四ノ三 航空機抵当 四ノ四 建設機械抵当 五 鉄道抵当 六 工場抵当 七 鋳業抵当 八 軌道抵当 九 運河抵当 十 漁業財団抵当 十一 自動車交通事業 抵当 十一ノ二 道路交通事業 業抵当 十二 港湾運送事業抵 当 十三 観光施設財団抵 当 十四 企業担保 十五 前各号ニ掲グル モノノ外社債権者ノ 利益ヲ害スル虞ナキ モノトシテ内閣府令 ・法務省令ニ定ムル 物上担保</p> | <p>会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二條</p> |
| <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第三百三十九條の七において准用する</p> | <p>一 証書アル債権質 二 株式質 三 不動産抵当 四 前三号ニ掲グルモノノ外投資法人債権者ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ内閣府令ニ定ムル物上担保</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第三百三十九條の八</p> |

| | | | |
|--|-------------|-------------|-------------------------|
| <p>第二百八十条ノ十一第一項</p> | <p>株式</p> | <p>執行役員</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> |
| <p>第二百八十条ノ十一第二項において准用する</p> | <p>株式</p> | <p>投資主</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> |
| <p>第二百六十七條第二項において准用する第二 百四條ノ二第三項</p> | <p>株主總會</p> | <p>執行役員</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> |
| <p>第二百八十条ノ十一第一項</p> | <p>株式</p> | <p>執行役員</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| 担信法第十九条第一項 第十一号 | 会社法第七百六条第一項 第二号 | 会社法第六百九十八條 |
| 担信法第二十四条第一項 | 会社法第六百七十七條 第一項各号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の九第四項第二号 |
| 担信法第二十六条 | 会社法第六百九十七條 第一項の規定により記載すべき事項（新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては、同法第二百九十二條第一項の規定により記載すべき事項） | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の七において準用する会社法第六百九十七條第一項の規定により記載すべき事項 |
| 担信法第二十八条 | 会社法第六百八十一條 各号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の七において準用する会社法第六百八十一條各号 |
| 担信法第三十一条 | 会社法第七百七十七條第二項、第七百七十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第三項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の十第二項において準用する会社法第七百七十七條第二項、第七百七十八條第一項及び第四項、第七百二十條第一項、第七百二十九條第一項並びに第七百三十一條第三項 |
| 担信法第三十二条 | 会社法第七百二十四條 第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の十第二項において準用する会社法第七百二十四條第一項 |
| 担信法第三十三条第一項 | 会社法第七百三十一條 第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の十第二項において準用する会社法第七百三十一條第一項 |
| 担信法第三十四条第一項 | 会社法第七百三十七條 第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の十第二項において準用する会社法第七百三十七條第一項 |
| 担信法第三十四条第一項 | 会社法第七百三十七條 第二項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第三百二十九條の十第二項において準用する会社法第七百三十七條第一項 |

| | | |
|--|-----------------|----------------|
| 第二項において準用する 第二百六十八條第五項 | 株主 | 投資主 |
| 第二項において準用する 第二百六十八條第七項 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第二項において準用する 第二百六十八條第八項 において準用する第二 百六十六條第九項 | 監査役 | 監督役員 |
| 第二百八十条ノ十一第 二項において準用する 第二百六十八條ノ二並 びに第二百六十八條ノ 三第一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百八十条ノ十二 株主 | 株主 | 投資主 |
| 5) 法第二百二十三條第一項の規定において投資法人が成立後に発行する投資口の発行の無効に ついて商法第二百八十条ノ十五の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替え は、次の表のとおりとする。 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| 読み替えられる商法の規定 | 株主、取締役又ハ監査 役 | 投資主、執行役員又ハ監督役員 |
| 第二百八十条ノ十五第 二項 | 株主、取締役又ハ監査 役 | 投資主、執行役員又ハ監督役員 |

(追加発行の際の投資口申込証の作成に係る電磁的方法の規定の準用)
第七十四條の二、第五十八條の二の規定は、法第二百二十三條第一項において商法第七十五條
第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八條の二中「設
立企画人」とあるのは、「執行役員」と読み替えるものとする。

(追加発行の際の投資口申込証の作成に係る電磁的記録の規定の準用)
第七十四條の三、第五十八條の三の規定は、法第二百二十三條第一項において商法第七十五條
第七項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十八條の三中「設
立企画人」とあるのは、「執行役員」と読み替えるものとする。

(不正な価額で投資口を引き受けた者に対する支払いを求め訴えの提起の請求に係る電

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 担信法第三十四条第二項 | 会社法第七百三十六条第一項 | 用する会社法第七百三十七条第二項 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項において準 用する会社法第七百三十六条第一項 担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得 |
| 担信法第八十三条第一項 | 付与セラレタル執行力 アル正本ニ基キ担保物 ニ付強制執行ヲ為シ担 保権ノ実行ノ申立ヲ為 シ又ハ企業担保権ノ実 行ノ申立ヲ為スコトヲ 得 | |
| 担信法第八十九条第二項 | 会社法第七百七条 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の九第八項ニ於テ準用 スル会社法第七百七条 |
| 担信法第九十一条第一項 | 会社法第七百四十一条 第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項ニ於テ準用 スル会社法第七百四十一条第一項 |
| 担信法第九十一条第二項 | 会社法第七百四十一条 第三項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項ニ於テ準用 スル会社法第七百四十一条第三項 |
| 担信法第九十二条第一項 | 会社法第七百四十一条 第一項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項ニ於テ準用 スル会社法第七百四十一条第一項 |
| 担信法第九十二条第三項 | 会社法第七百四十一条 第三項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項ニ於テ準用 スル会社法第七百四十一条第三項 |
| 社債等登録法施行令第 六十二条第一項 | 会社法（平成十七年法 律第八十六号）第七百 十八条第四項及第七百 二十三条第三項 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の十第二項ニ於テ準用 スル会社法（平成十七年法律第八十 六号）第七百十八條第四項及第七百 二十三条第三項 |

（投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え）

第九十九条 法第百四十一条第三項の規定において同条第一項の規定による請求について会社

磁的方法の規定の準用）

第七十四条の四 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第百二十三条第一項において
商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第二項において準用す
る同法第二百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、
第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と
読み替えるものとする。

（基準純資産額を算定するため最低純資産額に加える額）

第七十五条 法第百二十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、五千万円とする。

（払戻しの請求に係る電磁的方法）

第七十五条の二 投資主は、法第百二十四条第四項の規定により同項に規定する事項を提供し
ようとするとき、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人に対し、そ
の用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければな
らない。

2| 前項の規定による承諾を得た投資主は、当該投資法人から書面又は電磁的方法により電磁
的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該投資法人に対し、法第百二十四
条第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法
人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（違法に払戻しを受けた者の責任に関する読替え）

第七十六条 法第百二十七条第二項の規定において同条第一項の支払を求める訴えについて商
法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む
。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------------------|--|-----------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百六十七條第一項 | 株式 株式 株主 会社 株主總會 | 投資口 投資主 投資法人 投資主總會 |
| 第二百六十七條第二項 において準用する第二 百四條ノ二第三項 | ノ属スル營業年度ノ決 算期ニ関スル定時總會 ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第二百六十七條第三項 及び第四項 | 会社 株主 | 投資法人 投資主 |

法第百十六條第五項から第七項まで及び第百十七條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------|--|----------------------|
| 法第百十六條第五項 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百十六條第五項 | 株式買取請求 数（種類株式発行人会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数） | 投資口買取請求 口数 |
| 第百十六條第六項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第百十六條第七項 | 第一項各号の行為 | 投資法人法第百四十一條第一項の規定の変更 |
| 第百十七條第一項、第三項及び第五項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第百十七條第六項 | 株券発行人会社（その株式（種類株式発行人会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を發行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。） | 投資法人 投資口買取請求 |

（吸収合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え）

第百條 法第百四十九條の三第四項の規定において同條第一項の規定による請求については会社法第七百八十五條第五項から第七項まで及び第七百八十六條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|----------------------------------|---------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第七百八十五條第五項 | 株式買取請求 数（種類株式発行人会社にあつては、株式の種類 | 投資口買取請求 口数 |

| | | |
|----------------------------|------|-------------------------|
| 第百六十七條第六項 | 株主 | 投資主 |
| 第百六十八條第二項から第四項まで | 株主 | 投資主 |
| 第百六十八條第五項 | 会社 | 投資法人 |
| 第百六十八條第六項 | 会社 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百九條第四項 |
| 第百六十八條第七項 | 会社 | 投資法人 |
| 第百六十八條第八項 | 会社 | 投資法人 |
| 第百六十八條第八項において準用する第百六十六條第九項 | 株主總會 | 投資主總會 |
| 第百六十八條第二項及び第二項 | 株主 | 監督役員 |
| 第百六十八條第二項 | 株主 | 投資主 |
| 第百六十八條第二項 | 会社 | 投資法人 |
| 第百六十八條第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第百六十八條第三項 | 会社 | 投資法人 |
| 第一項 | 株主 | 投資主 |

（不公正な価額により払戻しを受けた者に対する支払いを求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用）

第七十六條の二 第五十九條の三第一項及び第二項の規定は、法第百二十七條第二項において商法第百六十七條第二項において準用する同法第百四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九條の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

（計算書類の承認の通知に係る電磁的方法）

第七十六條の三 執行役員は、法第百三十一條第三項の規定により同項に規定する通知をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資主に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た執行役員は、当該投資主から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けたい旨の申出があつたときは、当該投資主に対し、法第百三十一條

| | | |
|------------|---------------------------|----------------------------|
| 第七百八十五条第六項 | 類及び種類(との数) | 投資口買取請求 |
| 第七百八十五条第七項 | 株式買取請求 消滅株式会社等 | 投資口併消滅法人 |
| 第七百八十六条第一項 | 吸収合併等 株式買取請求 株式買取請求 | 吸収合併 投資口買取請求 投資口買取請求 |
| 第七百八十六条第二項 | 消滅株式会社等 | 吸収合併消滅法人 |
| 第七百八十六条第三項 | 吸収合併存続会社 消滅株式会社等 | 吸収合併存続法人 |
| 第七百八十六条第四項 | 株式買取請求 | 吸収合併消滅法人 |
| 第七百八十六条第五項 | 消滅株式会社等 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第七百八十六条第六項 | 株券発行会社 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第七百八十六条第六項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |

(吸収合併存続法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)

第百一条 法第百四十九条の八第四項の規定において同条第一項の規定による請求については会社法第七百九十七条第五項から第七項まで及び第七百九十八条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|---|---------------------|
| 第七百九十七条第五項 | 株式買取請求 数(種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類(との数)) | 投資口買取請求 口数 |
| 第七百九十七条第六項 | 株式買取請求 存続株式会社等 | 投資口買取請求 吸収合併存続法人 |
| 第七百九十七条第七項 | 吸収合併等 株式買取請求 | 吸収合併 投資口買取請求 |
| 第七百九十八条第一項 | 株式買取請求 存続株式会社等 | 投資口買取請求 吸収合併存続法人 |
| 第七百九十八条第二項 | 存続株式会社等 | 吸収合併存続法人 |
| 第七百九十八条第三項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第七百九十八条第四項 | 存続株式会社等 | 吸収合併存続法人 |

第三項に規定する通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資主が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(計算書類等の閲覧等に関する読替え)

第七十七条 法第百三十二条第二項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|-------------------|---|
| 読み替える商法の規定 第二百八十二条第三項 | 読み替えられる字句 親会社 | 読み替える字句 親法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項二規定スル親法人ヲ謂フ) |
| 読み替える商法の規定 第二十二條 | 読み替えられる字句 子会社ニ | 読み替える字句 子法人(同項ニ規定スル子法人ヲ謂フ)ニ |
| 請求(子会社ガ有限会社ナル場合ニ於テハ有限会社法第二十八條第一項ノ定款又ハ社員名簿ニ係ル請求) | | 請求 |

(親法人の投資主に関する読替え)

第七十八条 法第百三十八条第五項の規定において親法人の投資主について商法第二百九十二条ノ八の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------------------------|------------------|---|
| 読み替える商法の規定 第二百九十二条ノ八第一項 | 読み替えられる字句 子会社 | 読み替える字句 子法人(投資信託及び投資法人に関する法律第八十一条第一項ニ規定スル子法人ヲ謂フ) |
|----------------------------|------------------|---|

(投資主の帳簿閲覧等に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十八条の二 第六十五条の二の規定は、法第百三十八条第三項において法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十五条の二中「監督役員」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(計算に関する読替え)

第七十九条 法第百三十九条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場

| | | |
|------------|------------------|-----------------|
| 第七百九十八条第五項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第七百九十八条第六項 | 株券発行会社 株式買取請求 | 投資法人 投資口買取請求 |

(新設合併消滅法人に対する反対投資主の投資口買取請求に関する読替え)
 第二百二条 法第四百九十九条の十三第四項の規定において同条第一項の規定による請求については
 会社法第八百六条第五項から第七項まで及び第八百七条の規定を準用する場合におけるこれ
 らの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------|--|---------------------------------|
| 第八百六条第五項 | 株式買取請求 | 投資口買取請求 |
| 第八百六条第六項 | 株式買取請求 株式発行会社 にあっては、株式の種 類及び種類ごとの数 | 口数 |
| 第八百六条第七項 | 株式買取請求 株式発行会社等 新設合併等 | 投資口買取請求 新設合併 新設合併消滅法人 |
| 第八百七条第一項 | 株式買取請求 株式発行会社等 新設合併をする場合に おける新設合併設立会 社 | 投資口買取請求 新設合併消滅法人 新設合併設立法人 |
| 第八百七条第二項 | 新設合併設立会社 設立会社 | 新設合併設立法人 新設合併設立法人 |
| 第八百七条第三項 | 消滅株式会社等 設立会社 | 新設合併消滅法人 新設合併設立法人 |
| 第八百七条第四項 | 株式買取請求 消滅株式会社等 | 投資口買取請求 新設合併消滅法人 |
| 第八百七条第五項 | 株式買取請求 設立会社 | 投資口買取請求 新設合併設立法人 |
| 第八百七条第六項 | 株券発行会社 株式買取請求 | 投資法人 投資口買取請求 |

合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替
 えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|--|--|
| 第二百九十三条 | 読み替えられる商法の規定 利益又ハ利息ノ配当 各株主 株式ノ数 | 読み替えられる字句 金銭ノ分配 各投資主 投資口ノ口数 |
| 第二百九十四条第一項 | 定款 総株主ノ議決権ノ百分 ノ三以上ヲ有スル株主 | 規約 発行済投資口ノ総口数ノ百分ノ三以 上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主 |
| 第二百九十四条第二項 | 子会社 | 子法人(投資信託及び投資法人に関 する法律第八十一条第一項ニ規定ス ル子法人ヲ謂フ) |
| 第二百九十五条第一項 | 株主 | 投資主 |
| 第二百九十五条第二項 | 子会社 | 子法人 |
| 第二百九十五条第三項 | 子会社 | 子法人 |
| 第二百九十五条第四項 | 規定(子会社が有限会 社ナルトキハ其ノ子会 社ニ付テハ有限会社法 第三十一条第一項並ニ 同条第二項ニ於テ準用 スル第二百六十七条第 二項乃至第七項及第二 百六十八条乃至第二 百六十八条ノ三ノ規定) | 規定 |
| 第二百九十五条第四項 において準用する第二 百六十七条第一項 | 株式 | 投資口 |
| 第二百九十五条第四項 において準用する第二 百六十七條第二項にお いて準用する第二百四 条ノ二第三項 | 株主 株主總會 ノ属スル營業年度ノ決 算期ニ関スル定時總會 ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | 投資主總會 ヨリ一年間ハ |
| 第二百九十五条第四項 において準用する第二 | 株主 | 投資主 |

(清算監督人の資格に関する読替え)

第百三条 法第五十一条第六項の規定において清算監督人について法第百条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------------|-------------------|------------------------|
| 読み替える法の規定 第百条第四号 | 読み替えられる字句 執行役員 | 読み替える字句 執行役員及び清算執行人 |
| 第百条第六号 | 又は執行役員 | 執行役員又は清算執行人 |

(清算執行人等の選任及び解任に関する読替え)

第百四条 法第五十三條第二項の規定において清算執行人又は清算監督人について会社法第四百七十九條第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------------------|-------------------|------------------|
| 読み替える会社法の規定 第四百七十九條第一項 | 読み替えられる字句 株主総会 | 読み替える字句 投資主総会 |
|---------------------------|-------------------|------------------|

(清算執行人の職務に関する読替え)

第百五条 法第五十三條の三第二項の規定において清算執行人について法第百九條第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------------------|------------------|-----------------|
| 読み替える法の規定 第百九條第三項 | 読み替えられる字句 役員会 | 読み替える字句 清算人会 |
|----------------------|------------------|-----------------|

2 | 法第五十三條の三第二項の規定において会社法第三百五十五條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------------------|-------------------|------------------|
| 読み替える会社法の規定 第三百五十五條 | 読み替えられる字句 株主総会 | 読み替える字句 投資主総会 |
|------------------------|-------------------|------------------|

(清算監督人の職務に関する読替え)

第百六条 法第五十四條の二第二項の規定において清算監督人について法第百十一條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------------|-------------------|------------------|
| 読み替える法の規定 第百十一條第二項 | 読み替えられる字句 執行役員 | 読み替える字句 清算執行人 |
|-----------------------|-------------------|------------------|

2 | 法第五十四條の二第二項の規定において清算監督人について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|----|-----------------------------|
| 第百六十七條第三項、第 四項及び第六項並びに 第百六十八條第二項 から第四項まで | | |
| 第百九十五條第四項 において準用する第二 百六十八條第五項 | 株主 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百九條第四項 |

| | | |
|-------------------------------------|----|-----|
| 第百九十五條第四項 において準用する第二 百六十八條第七項 | 株主 | 投資主 |
|-------------------------------------|----|-----|

| | | |
|---|-------------|---------------|
| 第百九十五條第四項 において準用する第二 百六十八條第八項にお いて準用する第二百六 十六條第九項 | 株主総会 監査役 | 投資主総会 監督役員 |
|---|-------------|---------------|

| | | |
|--|----|-----|
| 第百九十五條第四項 において準用する第二 百六十八條ノ二及び第 二百六十八條ノ三第一 項 | 株主 | 投資主 |
|--|----|-----|

(特定の投資主に対する利益の返還を求める訴えの提起の請求に係る電磁的方法の規定の準用)

第七十九條の二 第五十九條の三第一項及び第二項の規定は、法第百三十九條第一項において商法第百九十五條第四項において準用する同法第百六十七條第二項において準用する同法第百二十四條ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九條の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

(投資法人債の発行の最低価額を定めた場合に関する読替え)

第八十條 法第百三十九條の四第四項の規定において投資法人債の発行の最低価額を定めた場合について商法第三百一十一條第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-----------|---------|

(清算人会に関する読替え)

第七百七条 法第五百五十四条の三第二項の規定において清算人会について法第十三条及び第七百十四条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|--------------|----------------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百十三条第一項及び第二項 | 執行役員 | 清算執行人 |
| 第百十三条第三項及び第四項 | 監督役員 執行役員 | 清算監督人 清算執行人 |
| 第百十四条第一項 | 執行役員 | 清算執行人 |

2) 法第五百五十四条の三第二項の規定において清算人会について法第三百六十八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-------------------------------|----------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百六十八条第一項 | 各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役） | 各清算執行人及び各清算監督人 |
| 第三百六十八条第二項 | 取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役） | 清算執行人及び清算監督人 |

3) 法第五百五十四条の三第二項の規定において清算投資法人について会社法第三百七十一条（第三項を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|--|---------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百七十一条第一項 | 取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた日を含む。） 議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録 | 清算人会の日 議事録 |

| | | |
|----------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 第三百十三条 | 社債ヲ発行シタル会社 又ハ社債権者集会 | 投資法人債ヲ発行シタル投資法人又ハ投資法人債権者集会 |
| 第三百十四条第一項及び第二項 | 社債ヲ発行シタル会社 社債ノ 社債権者集会 | 投資法人債ヲ発行シタル投資法人 投資法人債ノ 投資法人債ノ |

(投資法人債に関する読替え)

第八十二条 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人債が二以上の者の共有に属する場合について商法第二百三十三条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百三十三条第二項及び第三項 | 株主 | 投資法人債権者 |

2) 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告について商法第二百二十四条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十四条第一項 | 株主名簿 | 投資法人債原簿 |

3) 法第三百三十九条の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を発行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会について商法第三百三条、第三百六条、第三百七条、第三百二十条、第三百二十一条ノ三及び第三百三十九条の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------------------|--------------------------------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百三条、第三百六条第二項及び第三百十七條 | 取締役 | 執行役員 |
| 第三百十七条第二項において準用する第三十三條ノ二 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第三百二十条第四項において準用する第二百四條ノ二第三項 | ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第三百二十一条ノ三第 | 取締役会 | 役員会 |

| | | | |
|--------------|-----------------------|--|---------|
| 第三百七十一条第二項各号 | 議事録等 | 議事録 | 等」という。） |
| 第三百七十一条第四項 | 役員又は執行役 議事録等 | 清算執行人又は清算監督人 議事録 | |
| 第三百七十一条第五項 | 親会社社員 | 親法人（投資法人法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の投資主 | |
| 第三百七十一条第六項 | 第三項において読み替えて適用する第二項各号 | 第二項各号 | |
| | 親会社若しくは子会社 | 親法人若しくは子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。） | |
| | 第三項において読み替えて適用する第二項の | 第二項の | |

（清算執行人等の責任を追及する訴えに関する読替え）

第八十条 法第五十四条の七の規定において清算執行人又は清算監督人の責任を追及する訴えについては会社法第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|-------------|---|-------------------------------|--|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | |
| 第八百四十九条第二項 | 監査役 | 清算監督人 | |
| 第一号 | 第五十五条、第二百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義 | 投資法人法第七十七条の二第五項及び第八百五十四条の四第二項 | |

| | | | |
|-----|---|--------------------------------|--------|
| 第一項 | 第三百二十一条ノ三第二項において準用する第二百四十二条ノ三第三項、第三百三十九条第一項において準用する第二百三十九条第三項において準用する第二百四十二条ノ三第三項及び第三百三十九條第一項において準用する第二百三十九條第一項において準用する第二百四十二条ノ三第三項 | ノ属スル營業年度ノ決算期ニ関スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| | 第三百三十九條第四項において準用する第三十三條ノ二 | 法務省令 | 内閣府令 |

4

法第三百三十九條の六第一項の規定において投資法人が投資法人債を發行する場合における投資法人債、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債管理会社、投資法人債原簿若しくは投資法人債権者集会について商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|--------------------|-------------------|---------------------------------|--|
| 読み替える商法中改正法律施行法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | |
| 第六十一条 | 商法（明治三十二年法律第四十八号） | 投資信託及び投資法人に関する法律（明治三十二年法律第四十八号） | |
| 定款 | | 規約 | |

（投資法人債の応募者又は投資法人債権者に対する通知及び催告等に係る電磁的方法の規定の準用）

第八十二条の二 第六十二条の二第一項及び第二項の規定は、法第三百三十九條の六第一項において商法第二百二十四条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において第六十二条の二第一項及び第二項中「投資主」とあるのは、「投資法人債の応募者又は投

| | | |
|--|--|--|
| | 務に係る部分に限る。 〔第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項〕 | |
|--|--|--|

〔清算投資法人の債務の弁済に関する読替え〕

第九百九条 法第五百七十七条第三項の規定において清算投資法人の債務の弁済について会社法第九百九条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|-----------|--------------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五百条第二項 | 清算人 | 清算執行人及び清算監督人 |

〔残余財産の分配に関する読替え〕

第一百十条 法第五百八十八条第三項の規定において清算投資法人について会社法第五百五条及び第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-------------|--|---|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五百五条第一項 | 清算人の決定（清算人会設置会社にあつては清算人会の決議） | 清算人会の決議 |
| 第五百五条第一項第二号 | 数 | 口数 |
| 第五百六条 | 数（ 基準株式数 満たない数 「基準未満株式」 基準未満株式の数 | 口数（ 基準投資口口数 満たない口数 「基準未満投資口」 基準未満投資口の口数 |

〔帳簿資料の保存に関する読替え〕

第一百一十一条 法第六十一条の規定において清算投資法人の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料の保存について会社法第五百八条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

2] 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項及び第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

3] 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百三十四條第三項において準用する同法第二百四十二条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資法人債権者集會の決議の執行者」と読み替えるものとする。

〔投資法人債権者集會における電磁的方法による議決権の行使に係る電磁的方法〕

第八十二条の三 投資法人債権者は、法第三十九条の六第一項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項の規定により同項に規定する情報を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該投資法人債権者集會の招集者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2] 前項の規定による承諾を得た投資法人債権者は、当該投資法人債権者集會の招集者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該投資法人債権者集會の招集者に対し、法第三十九条の六第一項において準用する商法第三百二十一条ノ三第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該投資法人債権者集會の招集者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔投資法人債権者集會の招集の通知に係る電磁的方法の規定の準用〕

第八十二条の四 第五十九条の二の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百二十二条第三項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二中「投資法人の創立總會を招集する者」とあるのは「投資法人債権者集會を招集する者」と、「投資口の引受けをした者」とあるのは「投資法人債権者集會を招集する者」と、「投資口の引受けをした者」と読み替えるものとする。

2] 第五十九条の二の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十二条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の二中「投資法人の創立總會を招集する者」とあるのは「投資法人債権者集會を招集する者」と、「投資口の引受けをした者」とあるのは「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

| | | |
|-------------|--|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五百八条第一項 | 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人） | 清算執行人 |
| 第五百八条第二項 | 清算人 | 清算執行人 |

（清算に関する読替え）

| | | |
|--|--|--|
| <p>第百二十二条 法第六十三号の規定において投資法人の清算について会社法第八百七十条（第一号、第二号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）及び第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百七十条第二号 | <p>第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七十九条第四項において準用する第三百四十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の</p> | <p>投資法人法第五十三条第二項において準用する投資法人法第八十条第二項の規定により選任された一時清算執行人又は清算監督人の職務を行うべき者</p> |

（投資法人債権者集会における代理権を証する書面の差出に係る電磁的方法の規定の準用）

第八十二条の五 第六十七条の三の規定は、法第三十九条の六第一項において商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十七条の三中「投資主又はその代理人」とあるのは、「投資法人債権者」と読み替えるものとする。

（投資法人債に関する法令の適用）

第八十三条 法第三十九条の六第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第四条第二項、第二十三条、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第二項を除く。）及び担保附社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）（信託法（大正十一年法律第六十二号）、信託業法及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、投資法人債券、投資法人債申込証、投資法人債管理会社、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

| | | |
|--|---|--|
| 読み替える法令の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 担保附社債信託法（以下この表において「担保信託法」という。）第二十一条第二項 | 九十七条 | 第三百三十九条の三 |
| 担保附社債信託法（以下この表において「担保信託法」という。）第二十一条第二項 | <p>一 動産質 二 証書アル債権質 三 不動産質 四 船舶抵当 四ノ二 自動車抵当 四ノ三 航空機抵当 四ノ四 建設機械抵当 五 鉄道抵当 六 工場抵当</p> | <p>一 証書アル債権質 二 株式質 三 不動産抵当</p> |

| | | |
|-------------------|---|---|
| | <p>規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人</p> | |
| <p>第八百七十条第八号</p> | <p>第四百五十五条第二項第二号又は第五百五条第三項第二号</p> | <p>投資法人法第百五十八条第三項において準用する第五百五条第三項第二号</p> |
| <p>第八百七十条第九号</p> | <p>第四百五十六条又は第五百六条</p> | <p>投資法人法第百五十八条第三項において準用する第五百六条</p> |
| <p>第八百七十四条第一号</p> | <p>第八百七十条第二号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三</p> | <p>清算執行人、清算監督人、第八百七十条第二号に規定する一時清算執行人若しくは清算監督人の職務を行うべき者、投資法人法第百五十七条第三項において準用する第五百一条第一項の鑑定人又は投資法人法第百六十一条において準用する第五百八条第二項の帳簿資料の保存をする者の選任</p> |

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>担信法第十九条</p> | <p>七 鉱業抵当 八 軌道抵当 九 運河抵当 十 漁業財団抵当 十一 自動車交通事業 抵当 十二 道路交通事業 業抵当 十三 港灣運送事業 抵当 十四 観光施設財団 抵当 十四 企業担保</p> | <p>左ノ事項（第十号ニ掲ゲタル事項ヲ除ク） 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の四第二項ニ掲ゲタルモノ</p> |
| <p>担信法第二十二條第一項</p> | <p>商法第三百一条第二項及第三項ニ掲ゲタルモノ</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の四第二項第四号乃至第七号及第十一号乃至第十四号</p> |
| <p>担信法第三十五條</p> | <p>商法第三百六条第二項又ハ第三百四十一条ノ八第二項各号ニ掲ゲタルモノ</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百六条第二項ニ掲ゲタルモノ</p> |
| <p>担信法第四十條第一項</p> | <p>商法第三百七条又ハ第三百四十一条ノ九ニ掲ゲタルモノ</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百七条ニ掲ゲタルモノ</p> |
| <p>担信法第四十一條第三項</p> | <p>商法第三百十七條第二項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百十七條第二項</p> |
| <p>担信法第五十八條</p> | <p>及商法</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 及同法ニ於テ準用スル商法</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>(特別清算に関する読替え)</p> <p>第百十三条 法第百六十四条第四項の規定において清算投資法人の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | <p>項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項の事務を承継する社債管理者の選任又は選定</p> |
| <p>第五百四十一条第一項及び第五百四十二条</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>株主名簿記載事項を株主名簿</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>投資法人法第七十七条の三第一項各号に掲げる事項及び発行済投資口の総口数を投資主名簿</p> |
| <p>第五百四十一条第二項及び第五百四十二条</p> | <p>清算人、監査役</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>清算人、監査役</p> |
| <p>第五百四十二条</p> | <p>その子会社</p> | <p>その子法人</p> |
| <p>第五百四十三条第二項</p> | <p>同項の書面</p> | <p>前項の書面</p> |
| <p>第五百三十三条第二項</p> | <p>子会社に</p> | <p>子法人（投資法人法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下この項において同じ。）に</p> |
| <p>第五百二十五条第二項及び第五百二十六条第二項</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>清算人代理</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>清算人、監査役</p> <p>清算執行人、清算監督人</p> <p>清算執行人代理</p> |
| <p>第五百二十二条第一項</p> | <p>清算人、監査役</p> <p>担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続</p> | <p>清算執行人、清算監督人</p> <p>担保権の実行の手続</p> |
| <p>第五百二十六条</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替えられる字句</p> |

| | | |
|------------------------------|--|---|
| <p>担信法第五十九条第二項</p> | <p>商法第三百二十条第三項及第七項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十條第三項及第七項（同法第三百二十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二條第一項及第二項</p> |
| <p>担信法第六十条</p> | <p>商法第三百二十四條</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十四條</p> |
| <p>担信法第六十一条第三項</p> | <p>商法第三百三十九條第三項及第六項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十九條第二項及第六項</p> |
| <p>担信法第六十三条</p> | <p>商法第三百三十條第一項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十條第一項</p> |
| <p>担信法第六十五条</p> | <p>商法第三百三十條第一項本文</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十條第一項本文</p> |
| <p>担信法第八十三条第一項</p> | <p>付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得</p> | <p>担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得</p> |
| <p>担信法第八十九条第二項</p> | <p>商法第三百九條ノ四</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の五第六項ニ於テ準用スル商法第三百九條ノ四</p> |
| <p>担信法第九十一条第一項及び第九十二条第一項</p> | <p>商法第三百三十六條第一項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六條第一項</p> |
| <p>担信法第九十一条第三項及び第九十二条第三項</p> | <p>商法第三百三十六條第二項</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九條の六第一項ニ於テ準用</p> |

| | | |
|------------|--|--------------------|
| 第五百七十三号 | 清算人、監査役 | 清算執行人、清算監督人 |
| 第八百八十六条第一項 | 第二編第九章第二節若しくはこの節 | 投資法人法第三編第一章第十二節第二款 |
| | 同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節 | 同節第一款若しくは第二款 |
| 第八百九十三条第一項 | 清算人 | 清算執行人又は清算監督人 |
| 第八百九十六条第一項 | 清算人 | 清算執行人 |
| 第九百三十八条第二項 | 清算人又は代表清算人 | 清算執行人又は清算監督人 |
| 第九百三十八号 | 清算人 | 清算執行人又は清算監督人 |
| 第九百三十八条第二項 | 清算人 | 清算執行人又は清算監督人 |
| 第二号 | 清算人 | 清算執行人又は清算監督人 |

（投資法人に関する登記に関する読替え）
 第四百十四号 法第七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|--|-----------|
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| 第十九条の二 | 定款 | 規約 |
| 第四十七条第三項 | 発起人 | 設立企画人 |
| 第五十四号 | これらの者 | 会計監査人 |
| 第五十四号第二項第二号 | これらの者 | 会計監査人 |
| 第五十四号第二項第三号 | これらの者 | 会計監査人 |
| | 会計参与にあつては会社法第三百三十三条第一項に規定する者であること、会計監査人にあつては | 会計監査人が |
| 第七十一条第二項 | 定款 | 規約 |
| 第七十一条第三項 | 代表清算人の | 清算執行人の |
| | 代表清算人が | 清算執行人が |

| | | | |
|---|---------------|---------------------------------------|--|
| 項 | 債権登録法施行令第六十二条 | 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十条第六項及第三百二十一条第二項 | スル商法第三百三十六号第二項 投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の六第一項ニ於テ準用スル商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百二十条第六項及第三百二十一条第二項 |
|---|---------------|---------------------------------------|--|

（投資口の払戻しに係る規約の変更に関する読替え）

第八十四条 法第四百四十一条第一項の規定において規約を変更して投資口の払戻しの請求に応じないこととする場合について商法第三百四十九条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--|--------------------------------|------------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替えられる字句 |
| 第三百四十九号第一項 | 株主總會 会社 株主ハ 株式 | 投資主總會 投資法人 投資主ハ 投資口 |
| 第三百四十九号第二項 において準用する第二百四十五号ノ二第二項 において準用する第二百四十四号ノ二第三項及び 第三百四十九号第二項 において準用する第二百四十五号ノ三第二項 において準用する第二百四十四号ノ二第三項 | ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | ヨリ一年間ハ |
| 第三百四十九号第二項 において準用する第二百四十五号ノ三第一項 第三百四十九号第二項 において準用する第二百四十五号ノ三第一項 | 株式ノ種類及數 | 投資口ノ口數 |
| 第三百四十九号第二項 において準用する第二百四十五号ノ三第一項 | 株券 | 投資証券 |
| 第三百四十九号第六項 | | |

| | |
|--|-------------|
| 清算人となつたもの（ 同法第四百八十三条第 四項に規定する場合に あつては、同項の規定 により清算株式会社 の代表清算人となつたも の） | 清算執行人となつたもの |
|--|-------------|

（法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人）
 第九十条 法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人として行う業務に従事する者とする。

（法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引）
 第九十六条 法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）
 第九十七条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 二 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、不動産の管理を委託すること。
- 三 法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。

イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
 ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
 四 法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、次に掲げる取引の委託を行うこと。

- イ 有価証券の売買
- ロ 有価証券指数等先物取引
- ハ 有価証券オプション取引
- ニ 外国市場証券先物取引
- ホ 有価証券店頭指数等先物取引
- ヘ 有価証券店頭オプション取引
- ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金

（投資主による規約の変更に対する反対の通知に係る電磁的方法の規定の準用）
 第八十四条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第四百十一条において商法第三百四十九条第二項において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十五条ノ三第二項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。

（最低純資産額を減少させることを内容とする規約の変更に関する読替え）
 第八十五条 法第四百十二条第一項の規定において規約の変更の決議であつて最低純資産額を減少させることを内容とするものについて商法第三百七十六条（第一項ただし書を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百七十六条第一項 | 会社ハ | 投資法人ハ |
| 第三百七十六条第三項 | 社債権者ガ 社債権者集會 社債権者ノ | 投資法人債権者ガ 投資法人債権者集會 投資法人債権者ノ |

（解散に関する読替え）

第八十六条 法第四百四十四条の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五十八条第一項 | 株主 | 投資主 |
| 第五十八条第二項及び 第五十九条第一項 | 定款 | 規約 |
| 第五十九条第二項及び 第四百六条ノ二第一項 | 株主 | 投資主 |
| 第四百六条ノ二第二項 | 総株主ノ議決権数ノ十分ノ一以上ヲ有スル株主 | 発行済投資口数ノ総口数ノ十分ノ一以上ニ当ル投資口ヲ有スル投資主 |

2) 法第四百四十四条の規定において執行役員について商法第四百七条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百七条 | 会社 | 投資法人 |

融先物取引の委託を行うこと。

六 その投資口を投資信託委託業者に取得させること。

七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を投資信託委託業者に賃貸すること。

八 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引

九 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

（登録投資法人との取引が禁止される者の範囲）

第一百八条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

二 法第九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役員若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人

（法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為）

第一百九条 法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の代理とする。

（投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読替え）

第二百二十条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|----------------------|-------------------------------------|---|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十三条 | 業務 | 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等の業務 |
| 第四十一条第一項 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引 |
| 第四十一条第二項において準用する第四十条 | 前項の規定による書面 | 投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条において準用する証券 |

| | |
|----|-----|
| 株主 | 投資主 |
|----|-----|

（簡易合併の通知に係る電磁的方法の規定の準用）

第八十六条の二 第七十六条の三の規定は、法第四十九条第四項において法第三十一条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七十六条の三中「執行役員」とあるのは、「存続法人」と読み替えるものとする。

（合併に関する読替え）

第八十七条 法第五十条第一項の規定において投資法人について商法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------------|----------------------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第五十六条第三項 | 代表スベキ社員又ハ取締役定款 | 執行役員規約 |
| 第四百八条第一項 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 第四百八条第二項において準用する第二百八十一条第三項 | 取締役 | 執行役員 |
| 第四百八条ノ二第一項 | 株主二 | 投資主二 |
| 第四百八条ノ二第二項 | 株式 | 投資口 |
| 第四百八条ノ二第二項において準用する第三十三条ノ二第一項 | 法務省令 | 内閣府令 |
| 第四百八条ノ二第三項 | 株主 | 投資主 |
| 第四百八条ノ三第一項 | 株主総会 | 投資主総会 |
| 第四百八条ノ三第二項 | 株主ハ | 投資主ハ |
| 第四百八条ノ三第二項 | 株式ノ種類及数 | 投資口ノ口数 |
| 第四百八条ノ三第二項において準用する第二百四十五条ノ三第一項 | ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会 | ヨリ一年間ハ |
| 第四百八条ノ二において準用する第二百四十五条ノ二において | ノ終結ニ至ル迄ノ間ハ | |

| | | |
|-------------|---|---|
| 第二項 | 当該書面 | 取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書 |
| 第四十二条第一項 | 第三十四条第二項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号 |
| 第四十二条第一項第一号 | 証券業の信用を失墜させるおそれ | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務の信用を失墜させるおそれ |
| 第四十二条第一項第一号 | 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 |
| 第四十二条第一項第五号 | 有価証券の対価の額 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。） 有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等 | 投資証券等の価格 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 |
| | 売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定 | 別 売買の別又はこれに相当する取引の |

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|---|------------|----|------|------------|----|-----|-----------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 2 | 法第五十条第一項の規定において投資口を併合しない場合において合併によって消滅する投資法人の投資口を目的とする質権について商法第二百八条及び第二百九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。 | <table border="1"> <tr> <td>第四百八条ノ三第二項</td> <td>株券</td> <td>投資証券</td> </tr> <tr> <td>第四百八条ノ三第二項</td> <td>定款</td> <td>規約</td> </tr> <tr> <td>第四百十六條第二項において準用する第三百七十六條第三項</td> <td>社債権者ガ 社債権者集會 社債権者ノ</td> <td>投資法人債権者集會 投資法人債権者ノ</td> </tr> </table> | 第四百八条ノ三第二項 | 株券 | 投資証券 | 第四百八条ノ三第二項 | 定款 | 規約 | 第四百十六條第二項において準用する第三百七十六條第三項 | 社債権者ガ 社債権者集會 社債権者ノ | 投資法人債権者集會 投資法人債権者ノ |
| 第四百八条ノ三第二項 | 株券 | 投資証券 | | | | | | | | | |
| 第四百八条ノ三第二項 | 定款 | 規約 | | | | | | | | | |
| 第四百十六條第二項において準用する第三百七十六條第三項 | 社債権者ガ 社債権者集會 社債権者ノ | 投資法人債権者集會 投資法人債権者ノ | | | | | | | | | |
| 3 | 法第五十条第一項の規定において執行役員について商法第四百十四条ノ二の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。 | <table border="1"> <tr> <td>第二百八条</td> <td>株主</td> <td>投資主</td> </tr> <tr> <td>第二百九条第三項</td> <td>株主</td> <td>投資主</td> </tr> <tr> <td></td> <td>株券</td> <td>投資証券</td> </tr> </table> | 第二百八条 | 株主 | 投資主 | 第二百九条第三項 | 株主 | 投資主 | | 株券 | 投資証券 |
| 第二百八条 | 株主 | 投資主 | | | | | | | | | |
| 第二百九条第三項 | 株主 | 投資主 | | | | | | | | | |
| | 株券 | 投資証券 | | | | | | | | | |
| | 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | | | | | | | | | |
| 第四百十四條ノ二第一項 | 会社 | 投資法人 | | | | | | | | | |
| 第四百十四條ノ二第二項 | 株主 | 投資主 | | | | | | | | | |
| 第四百八条ノ二第三項 | 法務省令 | 内閣府令 | | | | | | | | | |

（投資主による合併に対する反対の通知等に係る電磁的方法の規定の準用）

第八十七条の二 第五十九条の三第一項及び第二項の規定は、法第五十条において商法第四百八条ノ三第二項において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項及び第二百四十五条ノ三

| | | | |
|----------------------|--|---|--|
| | <p>第四十二条第一項第六号</p> | <p>める事項。次号において同じ。） 有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引 この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二 売買の別</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 この号及び次条第一項第一号</p> |
| <p>第四十二条第一項第十号</p> | <p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等 証券業</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> |
| <p>第四十二条の二第一項第一号</p> | <p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらからじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|-----------|---------|---|-----|-------|---------|-----|-------|---------------------|----|-----|---------------------|-----|-------|------------|----|-----|---------|----|-----|---------|------|--------|---------|-----|-------|---------|------|-------|---------|-----|-------|---|-----------|-----------|---------|----------|-----|------|------------|------|-------|------------|------------|-------------------------------|
| <p>第二項において準用する同法第二百四条ノ二第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五十九条の三第一項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資主」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第七十六条の三の規定は、法第六十一条第二項において法第三百三十一条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第七十六条の三中「執行役員」とあるのは、「清算執行人」と読み替えるものとする。</p> <p>（清算に関する読替え）</p> | <p>第八十八条 法第六十三条第一項の規定において投資法人の清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <table border="1"> <tr> <td>読み替える商法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第二百二十四条第一項並びに同条第三項において準用する民法第八十一条第一項及び第二項</td> <td>清算人</td> <td>清算執行人</td> </tr> <tr> <td>第三百三十一条</td> <td>清算人</td> <td>清算執行人</td> </tr> <tr> <td>第四百二十二条第一項及び第四百二十三条</td> <td>社員</td> <td>投資主</td> </tr> <tr> <td>第四百二十二条第一項及び第四百二十三条</td> <td>清算人</td> <td>清算執行人</td> </tr> <tr> <td>第四百二十四条第二項</td> <td>株主</td> <td>投資主</td> </tr> <tr> <td>第四百二十五条</td> <td>株主</td> <td>投資主</td> </tr> <tr> <td>第四百二十六条</td> <td>株式ノ数</td> <td>投資口ノ口数</td> </tr> <tr> <td>第四百二十六条</td> <td>清算人</td> <td>清算執行人</td> </tr> <tr> <td>第四百二十六条</td> <td>株主總會</td> <td>投資主總會</td> </tr> <tr> <td>第四百二十九条</td> <td>清算人</td> <td>清算執行人</td> </tr> </table> | 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 第二百二十四条第一項並びに同条第三項において準用する民法第八十一条第一項及び第二項 | 清算人 | 清算執行人 | 第三百三十一条 | 清算人 | 清算執行人 | 第四百二十二条第一項及び第四百二十三条 | 社員 | 投資主 | 第四百二十二条第一項及び第四百二十三条 | 清算人 | 清算執行人 | 第四百二十四条第二項 | 株主 | 投資主 | 第四百二十五条 | 株主 | 投資主 | 第四百二十六条 | 株式ノ数 | 投資口ノ口数 | 第四百二十六条 | 清算人 | 清算執行人 | 第四百二十六条 | 株主總會 | 投資主總會 | 第四百二十九条 | 清算人 | 清算執行人 | <p>2 法第六十三条第一項の規定において清算執行人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>読み替える法の規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> <tr> <td>第九十七条第三項</td> <td>役員会</td> <td>清算人会</td> </tr> <tr> <td>第三百三十八条第四項</td> <td>執行役員</td> <td>清算執行人</td> </tr> <tr> <td>第三百三十八条第五項</td> <td>第三百三十八条第四項</td> <td>第三百三十八条第一項ニ於テ準用スル同法第三百三十八条第四項</td> </tr> </table> <p>3 法第六十三条第一項の規定において清算監督人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | 第九十七条第三項 | 役員会 | 清算人会 | 第三百三十八条第四項 | 執行役員 | 清算執行人 | 第三百三十八条第五項 | 第三百三十八条第四項 | 第三百三十八条第一項ニ於テ準用スル同法第三百三十八条第四項 |
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二百二十四条第一項並びに同条第三項において準用する民法第八十一条第一項及び第二項 | 清算人 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三百三十一条 | 清算人 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十二条第一項及び第四百二十三条 | 社員 | 投資主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十二条第一項及び第四百二十三条 | 清算人 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十四条第二項 | 株主 | 投資主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十五条 | 株主 | 投資主 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十六条 | 株式ノ数 | 投資口ノ口数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十六条 | 清算人 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十六条 | 株主總會 | 投資主總會 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四百二十九条 | 清算人 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第九十七条第三項 | 役員会 | 清算人会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三百三十八条第四項 | 執行役員 | 清算執行人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三百三十八条第五項 | 第三百三十八条第四項 | 第三百三十八条第一項ニ於テ準用スル同法第三百三十八条第四項 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|------------------------|--|---|
| 第四十二條の二第一項 第二号及び第三号 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 この条及び第六十五條の二第六項 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 |
| 第四十二條の二第三項 | 有価証券の売買その他 の取引等 有価証券等 をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引 をいう |
| 第四十三條 | 業務の状況が次の 業務を | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務の状況が次の 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務を |
| 第四十三條第一号 | 有価証券の買付け若し | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 |

る法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---|-------------------|-------------------------------------|
| 読み替える法の規定 第九十條第二項及び第三項 | 読み替えられる字句 執行役員 | 読み替える字句 清算執行人 |
| 第百一條第四号 | 執行役員 | 執行役員及び清算執行人 |
| 第百一條第六号 | 又は執行役員 | 執行役員又は清算執行人 |
| 第百二條及び第百三條並びに第百四條において準用する商法第二百七十五條及び第二百七十五條ノ二 | 執行役員 | 清算執行人 |
| 第百十條第一項において準用する商法第二百七十五條ノ四 | 執行役員 第百十條 | 清算執行人 第百六十三條第一項ニ於テ準用スル 同法第百十條 |

4
法第百六十三條第一項の規定において清算人会について法の規定を準用する場合における法の規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 読み替える法の規定 第百六條第一項及び第二項 | 読み替えられる字句 執行役員 役員会招集権者 | 読み替える字句 清算執行人 清算人会招集権者 |
| 第百六條第三項 | 監督役員 執行役員 | 清算監督人 清算執行人 |
| 第百六條第五項 | 役員会 役員会招集権者 | 清算人会 清算人会招集権者 |
| 第百七條 | 執行役員 執行役員又ハ監督役員 | 清算執行人 清算執行人又ハ清算監督人 |
| 第百八條第一項 | 執行役員 執行役員及監督役員 | 清算執行人 清算執行人及清算監督人 |
| 第百八條第一項において準用する商法第二百五十九條ノ二 | 各執行役員及各監督役員 | 各清算執行人及各清算監督人 |
| 第百八條第一項において準用する商法第二百五十九條ノ三及び第二 | 執行役員及監督役員 | 清算執行人及清算監督人 |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | <p>くは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等業務</p> | <p>い等に係る取引</p> |
| <p>第四十三条第二号</p> | <p>親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務</p> |
| <p>第四十五条第一号</p> | <p>親法人等又は子法人等</p> | <p>利害関係者（設立企画人たる法人の親会社（当該設立企画人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p> |
| <p>第四十五条第二号</p> | <p>第二条第八項各号に掲げる行為</p> | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p> |
| <p>第四十五条第三号</p> | <p>親法人等又は子法人等</p> | <p>利害関係者</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>百六十条ノ四第三項</p> | <p>執行役員</p> | <p>清算執行人</p> |
| <p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項</p> | <p>執行役員又ハ監督役員</p> | <p>清算執行人又ハ清算監督人</p> |
| <p>第百八条第一項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項</p> | <p>執行役員</p> | <p>清算執行人</p> |
| <p>第百八条第二項</p> | <p>執行役員</p> | <p>清算執行人</p> |
| <p>5) 法第百六十三条第一項の規定において清算執行人及び清算監督人について法の規定（当該規定において準用する商法の規定において準用する法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>読み替える法の規定</p> | <p>役員会</p> | <p>清算人会</p> |
| <p>第百九条第二項及び第百十条において準用する商法第二百六十六条ノ三第三項において準用する第百九条第二項</p> | <p>役員会</p> | <p>清算人会</p> |
| <p>6) 法第百六十三条第一項の規定において投資法人の設立の無効について商法第四百二十八条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>読み替える法の規定</p> | <p>株主、取締役又ハ監査役</p> | <p>投資主、執行役員又ハ監督役員</p> |
| <p>7) 法第百六十三条第一項の規定において、法第百七十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二に規定する清算執行人の職務を代行する者について同法第七十条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>読み替える商法の規定</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>第七十条ノ二</p> | <p>会社</p> | <p>投資法人</p> |
| <p>（清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> | <p>（清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> | <p>（清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> |
| <p>第八十八条の二 第六十五条の二の規定は、法第百六十三条第一項において法第九十条第三項の規定を準用する場合及び法第百六十三条第一項において法第九十条第四項において準用する法第九十条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第六十五条の二中「監督役員」とあるのは「清算監督人」と、「執行役員」とあるのは「清算執行人</p> | <p>（清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> | <p>（清算監督人による投資主総会の招集の請求等に係る電磁的方法の規定の準用）</p> |

| | | | |
|-------------------|----------------|---|---|
| | | | 2 法第九十七條の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |
| | 証券業 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等の業務 | |
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | |
| 第四十二條の二第二項 第一号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 投資証券及び投資法人債券の募集等 又は募集の取扱い等に係る取引 | |
| 第四十二條の二第二項 第二号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 投資証券及び投資法人債券の募集等 又は募集の取扱い等に係る取引 | |
| 第四十二條の二第二項 第三号 | 有価証券の売買その他の取引等 | 投資証券及び投資法人債券の募集等 又は募集の取扱い等に係る取引 | |
| 第四十二條の二第四項 | 約束が事故 | 約束が事故（投資信託及び投資法人 に関する法律第九十七條において 準用する前項に規定する事故をいう 。以下この項において同じ。） | |

| | | | |
|--|------------------------|-------------|---|
| | | | 「と読み替えるものとする。」 |
| | | | 2 第五十九條の三第一項及び第二項の規定は、法第六十三條第一項において法第九十四條 第一項において準用する商法第二百三十二條ノ二第三項、第二百三十七條第二項及び第二 百六十三條第一項において法第九十四條ノ二第二項を準用する場合並びに法第 百六十三條第一項において法第九十四條ノ二第二項を準用する場合について法第九 十四條ノ二第二項及び第二項中「投資口の引受けをした者」とあるのは、「投資 主」と読み替えるものとする。 |
| | | | 3 第六十五條の二の規定は、法第六十三條第一項において法第九十四條第三項において 準用する法第九十四條第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第 六十五條の二中「監督役員」とあるのは「投資主」と、「執行役員」とあるのは「清算執行 人」と読み替えるものとする。 |
| | | | （特別清算に関する読替え） 第八十九條 法第六十四條第四項の規定において投資法人の特別清算について商法の規定を 準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法及び破産法（平成十六年 法律第七十五号）の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 |
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 | |
| 第三百八十三條第一項 | 破産手続及企業担保権 ノ実行手続 | 破産手続 | |
| 第三百八十三條第二項 | 仮差押、仮処分若ハ企 業担保権ノ実行 | 仮差押若ハ仮処分 | |
| 第三百八十三條第三項 | 仮差押、仮処分及企業 担保権ノ実行手続 | 仮差押及仮処分 | |
| 第四百三十四條 | 株主 | 投資主 | |
| 第四百三十八條第二項 において準用する第四 百二十三條第二項 | 清算人 | 清算執行人 | |
| 第四百四十二條第一項 において準用する第二 百四十四條第三項 | 取締役 | 清算執行人及清算監督人 | |
| 第四百五十一條におい て準用する第四百四十 七條及び第四百四十九 | 清算人 | 清算執行人 | |

| | | | |
|----------|--|-----------|------------------------------------|
| 第九十條 | 法第六百六十六條第三項の規定において投資法人について商法第六十一條及び第六十六條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | 読み替へる字句 | 読み替へる字句 |
| 第六十一條 | 本編 | 読み替へられる字句 | 読み替へる字句 |
| 第六十六條第一項 | 第六十四條第一項ニ掲グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移轉シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移轉ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第六十四條第一項ニ掲グル事項 | 読み替へられる字句 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第六十六條第二項ニ掲グル事項 |
| 第六十六條第二項 | 本店又ハ支店 | 本店又ハ支店 | 本店 |
| 第六十七條ノ二 | 本店及支店 | 読み替へられる字句 | 読み替へる字句 |
| 第六十七條ノ二 | 本店及支店 | 読み替へられる字句 | 本店 |

(投資法人の設立の登記に関する読替え)

第九十條 法第六百六十六條第三項の規定において投資法人について商法第六十一條及び第六十六條の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | | |
|---------|---|-----------|---------|
| 第九十一條 | 法第六百六十六條第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第九十一條 | 読み替へる字句 | 読み替へる字句 |
| 第六十七條ノ二 | 本店及支店 | 読み替へられる字句 | 読み替へる字句 |
| 第六十七條ノ二 | 本店及支店 | 読み替へられる字句 | 本店 |

(清算執行人等の登記に関する読替え)

第九十一條 法第六百六十六條第三項の規定において清算執行人及び清算監督人について商法第九十一條

六十七条ノ二の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第六十七条ノ二 | 本店及支店 | 本店 |

(投資法人の特別清算終結の決定等に関する読替え)

第九十二条 法第七十四条第二項の規定による投資法人の特別清算終結の決定又は投資法人の特別清算開始の命令を取り消す決定が確定した場合について商法第三百八十七条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------|-----------|---------|
| 読み替える商法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三百八十七条第一項 | 本店及支店 | 本店 |

(非訟事件手続法の規定の読替え)

第九十三条 法第八十五条第一項の規定において投資法人について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|-----------------|--|--|
| 読み替える非訟事件手続法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第二百二十六条第一項 | 商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八条、第七十条ノ二第一項但書、第七十三条第四項、第七十八条、第二百四条ノ四第一項、第二百二十条第二項、第二百二十四条ノ五第一項、第二百三十七条第三項、第二百四十五条ノ三第四項、第二百四十六条第二項、第二百五十八条第二項、第二百六十三条第七項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十 | 投資信託及び投資法人に関する法律第四百四十二条於テ準用スル商法第五十八条ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条第一項又ハ第六十六条第一項ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書ノ規定、投資信託及び投資法人に関する法律第四百一条第一項ニ於テ準用スル商法第三百四十九条第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第四百八条ノ三第二項ニ於テ準用スル同法第二百四十五条ノ三第四項ノ規定及び投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条第一項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十 |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| <p>第百三十二条ノ五第一項</p> | <p>業務代行者又ハ職務代 合ヲ含ム</p> | <p>執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代</p> |
| <p>第百二十六条第二項</p> | <p>商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七条及ビ第二百七十一条並ニ商法特例法第二十一条の十四第七項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> | <p>投資信託及ビ投資法人に関する法律第九十九条第一項又ハ第百六十三条ノ二第一項但書</p> |
| <p>第百三十二条第八項</p> | <p>条ノ十八第二項及ビ第 二百八十二条第三項、 其準用規定、同法第百 五十三条第二項、第百 七十三条第一項、第百 八十一条第一項、第二 百三十七条ノ二、第二 百六十条ノ四第六項、 第二百八十条ノ八第一 項、第二百九十一条第 二項、第二百九十三条 ノ八第一項及ビ第二百 九十四条、有限会社法 （昭和十三年法律第七 十四号）第八條第一項 但書、第十二条ノ二第 一項、第二十八条ノ二 第一項、第四十四条ノ 三、第四十五条及ビ第 五十二条ノ三第一項並 ニ株券等の保管及ビ振 替に関する法律（昭和 五十九年法律第三十号 ）第三十二条第八項</p> | <p>八第二項ノ規定</p> |
| <p>第百五十一条第三項 及ビ其準用規定</p> | <p>商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七条及ビ第二百七十一条並ニ商法特例法第二十一条の十四第七項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> | <p>投資信託及ビ投資法人に関する法律第九十九条第一項又ハ第百六十三条ノ二第一項但書</p> |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>第三百三十二条ノ五第二項</p> | <p>行者 業務代行者又ハ職務代行者</p> | <p>行スル者 執行役員又ハ清算執行人ノ職務ヲ代行スル者</p> |
| <p>第三百三十二条ノ六第一項</p> | <p>商法第二百四十五条ノ三第四項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項）（同法第三百七十一条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p> | <p>執行役員 投資主</p> |
| <p>第三百三十二条ノ六第二項</p> | <p>取締役（委員会等設置会社ニ在リテハ執行役員）</p> | <p>執行役員</p> |
| <p>第三百三十三条ノ二第一項</p> | <p>株主 商法</p> | <p>投資主 投資信託及び投資法人に関する法律 第二百二十三条第一項ニ於テ準用スル 商法</p> |
| <p>第三百三十三条ノ三第一項</p> | <p>総株主 取締役員及ビ監査役（委員会等設置会社ニ付キ裁判ヲ為ス場合ニ於テ</p> | <p>総投資主 執行役員及ビ監督役員</p> |
| <p>第三百三十三条ノ三第二項において準用する第一百二十九条ノ二</p> | <p>裁判ヲ為ス場合ニ於テ</p> | <p>執行役員及ビ監督役員</p> |

| | | |
|--|---|---|
| <p>第百三十四條第一項、 第百三十四條ノ三及び 第百三十四條ノ四</p> | <p>ハ執行役及び商法特例 法第二十一条の八第七 項ニ規定スル監査委員 (以下監査委員ト称ス ル)</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百四十四條ニ於テ準用スル商法</p> |
| <p>第百三十五條 第百三十五條ノ二第一 項</p> | <p>本店及び支店 商法</p> | <p>本店 投資信託及び投資法人に関する法律 第百四十四條ニ於テ準用スル商法 執行役員及び監督役員</p> |
| <p>第百三十五條ノ二第一 項において準用する第 百二十九條ノ三</p> | <p>取締役及び監査役(会 社成立後ノ委員会等設 置会社ニ在リテハ執行 役員及び監査委員)</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律 第百四十四條ニ於テ準用スル商法</p> |
| <p>第百三十五條ノ四第一 項及び第百三十五條ノ 五</p> | <p>本店及び支店 商法</p> | <p>本店 投資信託及び投資法人に関する法律 第百四十四條ニ於テ準用スル商法</p> |
| <p>第百三十五條ノ六及び 第百三十五條ノ七にお いて準用する第百三十 五條ノ六</p> | <p>本店及び支店 株式交換、株式移転、 合併又ハ分割</p> | <p>合併 投資信託及び投資法人に関する法律 第百四十四條ニ於テ準用スル商 法第百三十一條第三項</p> |
| <p>第百三十五條ノ八</p> | <p>本店及び支店 商法第百三十一條第三項 (同法第百四十七條及 び第百四十五條第三項 ニ於テ準用スル場合ヲ 含ム) 及び第百三十七 四條ノ十三第五項(同 法第百三十七條ノ二 十九第三項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム)</p> | <p>本店 投資信託及び投資法人に関する法律 第百三十一條第三項</p> |
| <p>第百三十九條</p> | <p>本店及び支店</p> | <p>本店</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 第百三十九条第一号 | 清算人 | 清算執行人又ハ清算監督人 |
| 第百三十九条第四号 | 株式会社ノ取締役、執行役、監査役、代表取締役、代表執行役若クハ清算人又ハ有会社ノ取締役、監査役若クハ清算人 | 執行役員、監督役員、清算執行人又ハ清算監督人 |
| 第百三十九条第五号 | 株式会社又ハ有会社ノ取締役又ハ監査役 | 執行役員又ハ監督役員 |
| 第百三十九条第六号 | 株式会社ノ創立總會若クハ株主總會又ハ有会社ノ社員總會 | 投資法人ノ創立總會又ハ投資主總會 |
| 第百四十条 | 本法 | 投資信託及び投資法人に関する法律第百八十五条第一項ニ於テ準用スル本法 |
| 2 法第百八十五条第一項の規定において投資法人の特別清算について非訟事件手続法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 | | |
| 読み替える非訟事件手続法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第百三十七條 | 清算人 | 清算執行人又ハ清算監督人 |
| 第百三十七條ノ二 | 第百三十二條ノ四及ビ第百三十二條ノ五 | 第百三十二條ノ五 |
| 読み替える非訟事件手続法の規定 | 株式会社及ビ有会社ノ清算人ニ同条ノ規定ハ合名会社及ビ合資会社ノ清算人 | 清算執行人及ビ清算監督人 |
| 第百三十七條ノ二において準用する第百三十二條ノ五第一項 | 商法第七十條ノ二第一項但書(同法第百四十七條及ビ第二百七十一條並ニ商法特例法第二十一條の十四第七項第二号ニ於テ準用スル場合ヲ含ム) | 投資信託及び投資法人に関する法律第百六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第七十條ノ二第一項但書 |

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 第百三十八條 | 清算人 | 清算人及ビ清算監督人 |
| 第百三十八條ノ三 | 裁判所 清算人又ハ前條ノ規定ニ依リ検査ヲ為スベキ者 | 裁判所又ハ金融庁長官 清算執行人又ハ清算監督人 |
| 第百三十八條ノ三において準用する第百二十九條ノ三 | 取締役及ビ監査役（会社成立後ノ委員会等設置会社ニ在リテハ執行役及ビ監査委員） | 執行役員及ビ監督役員 |
| 第百三十八條ノ四 | 商法第百二十五條第四項又ハ其準用規定 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第百二十五條第四項 |
| 第百三十八條ノ六 | 商法第百二十三條第二項又ハ其準用規定 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第百二十三條第二項 |
| 第百三十八條ノ六において準用する第百三十二條ノ二 | 総発起人又ハ総取締役 | 総清算執行人 |
| 第百三十八條ノ七第一項 | 商法第百二十九條又ハ其準用規定 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十三條第一項ニ於テ準用スル商法第百二十九條 |
| 第百三十八條ノ八第二項 | 商法 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法 |
| 第百三十八條ノ八第二項において準用する第百三十一條第一項 | 取締役又ハ執行役 | 清算執行人 |
| 第百三十八條ノ九 | 商法 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法 |
| 第百三十八條ノ十 | 商法 | 投資信託及ビ投資法人に関する法律第百六十四條第四項ニ於テ準用スル商法 |
| | 及ビ同法 | 並ニ投資信託及ビ投資法人に関する |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> | <p>法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法 及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p> |
| <p>第三百三十八条ノ十一</p> | <p>商法第四百五十条第二項(同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十条第二項及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p> |
| <p>第三百三十八条ノ十二 において準用する第三百三十二条ノ五第二項</p> | <p>商法 業務代行者又ハ職務代行者</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法 清算執行人</p> |
| <p>第三百三十八条ノ十三</p> | <p>商法</p> | <p>投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法</p> |
| <p>第三百三十八条ノ十四 において準用する第三百三十五条ノ六十二</p> | <p>清算人 商法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項</p> | <p>清算執行人 投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百四十四條第四項ニ於テ準用スル同法第四百三条第二項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項及ビ投資信託及び投資法人に関する法律第六十四条第六項ニ於テ準用スル破産法第八十七条第一項</p> |
| <p>第三百三十八条ノ十五</p> | <p>及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ六十</p> | <p>及ビ第三百三十五条ノ五十五乃至第三百三十五条ノ五十八第一項及ビ第二項本文、第三百三</p> |

| | | |
|--|-------------------------------|--|
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ三十五第一項 | 本店及び支店 | 十五条ノ五十九並ニ第百三十五条ノ 六十 本店 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ三十六及び第 百三十五条ノ三十七第 一項 | 商法 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ三十八第二項 | 商法 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十四条第二項ニ於テ準 用スル同法 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ四十 | 商法第三百八十六条第 一項第二号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十四条第一項第二号 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ四十一第一項 | 商法第三百八十六条第 一項第三号ノ処分ヲ為 ス | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十二条第一項ノ規定ニ 依ル検査ヲ命ズル |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ四十八 | 商法第三百八十六条第 一項第六号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十四条第一項第三号 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ四十九 | 商法第三百八十六条第 一項第七号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十四条第一項第四号 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ五十 | 商法第三百八十六条第 一項第八号 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第百六十四条第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十四条第一項第五号 |
| 第百三十八条ノ十五に おいて準用する第百三 十五条ノ五十七におい て準用する第百三十五 | 本店及び支店 | 本店 |

| | | |
|--|----------------|--|
| 条ノ三十五第一項 | 第三百三十五條ノ三十八 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第八十五條第一項ニ於テ準用スル 第三十八條ノ十五ニ於テ準用スル 第三十五條ノ三十八第一項 |
| 第三百三十八條ノ十五に おいて準用する第三百三 十五條ノ五十八第一項 | 商法第四百二條 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第六十四條第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十五條 |
| 第三百三十八條ノ十五に おいて準用する第三百三 十五條ノ五十九 | 第三百三十五條ノ五十八 | 第三百三十五條ノ五十八第二項本文 |
| 第三百三十八條ノ十五に おいて準用する第三百三 十五條ノ六十 | 第一項 商法第四百二條 | 投資信託及び投資法人に関する法律 第六十四條第四項ニ於テ準用スル 商法第四百五十五條 |

(法第九十條第一項第二号に規定する政令で定める使用人)
第九十四條 法第九十條第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人として行う業務に従事する者とする。

(法第九十三條第一項第六号に規定する政令で定める取引)
第九十五條 法第九十三條第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

(登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為)

第九十六條 法第九十五條に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。
- 二 法第三十四條の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、不動産の管理を委託すること。
- 三 法第三十四條の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。
 - イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
- 四 法第三十四條の十第三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、次に掲げる取引の委託を行うこと。
 - イ 有価証券の売買
 - ロ 有価証券指数等先物取引

- ハ 有価証券オプション取引
- ニ 外国市場証券先物取引
- ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
- ヘ 有価証券店頭オプション取引
- ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金融先物取引の委託を行うこと。
- 六 その投資口を投資信託委託業者に取得させること。
- 七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を投資信託委託業者に賃貸すること。
- 八 個別の取引ごとにすべての投資主の同意を得て行う取引
- 九 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

〔登録投資法人との取引が禁止される者の範囲〕

- 第九十七条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族
 - 二 法第九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人
- 〔法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為〕
- 第九十八条 法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の代理とする。

〔投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読替え〕

第九十九条 法第九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二第一項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 第三十三条の規定 | 読み替える証券取引法の規定 | 業務 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|----------|---------------|----|----------------------------------|---------|
| | | | 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又 | |

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 第四十一条第一項 | 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引 | は募集の取扱い等の業務 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引 |
| 第四十一条第二項において準用する第四十条第二項 | 前項の規定による書面 | 投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書 |
| 第四十二条第一項（第二号から第四号まで及び第七号から第九号までを除く。） | 当該書面 第三十四条第二項第一号 証券業 有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引 有価証券の価格又はオプションの対価の額 有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けること、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等 | 当該取引報告書 投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引 |
| 有価証券の別（有価証券指 | 有価証券の別（有価証券指 | 有価証券の別又はこれに相当する取引の |

| | | | | | |
|------------|--|-----------------------|---|------------------|--|
| 第四十二条の二第一項 | | 有価証券の売買その他 バテイブ取引等 | <p>数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買の別に相当するものとして内閣府令で定める事項。次号において同じ。）</p> <p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> <p>この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第百六十二条の二</p> <p>売買の別、</p> <p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等（有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p> | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 | <p>別</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> <p>この号及び次条第一項第一号</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 別、</p> <p>売買の別又はこれに相当する取引の別、</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> |
|------------|--|-----------------------|---|------------------|--|

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|--|----|--|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 第四十三條 | 第四十二條の二第三項 | | 業務 | の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。） | 有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。） | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 |
| 第四十三條 | 第四十二條の二第三項 | | 業務 | をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 有価証券の売買その他の取引等 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 |
| 第四十三條 | 第四十二條の二第三項 | | 業務 | をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 当該有価証券等をいう。 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 |
| 第四十三條 | 第四十二條の二第三項 | | 業務 | をいう。以下この条及び第五十一條第二項において同じ | 当該有価証券等をいう。 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 | この条及び第六十五條の二第六項 |

| | | | | |
|---|--|-------------------------------------|---|---|
| | <p>第四十五条</p> | | <p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p> | <p>親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> |
| <p>い等の業務 投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> | <p>親会社（当該設立企画人の議決権（商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社又は有限会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社又は有限会社をいう。）又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p> | <p>第二條第八項各号に掲げる行為</p> | <p>親法人等又は子法人等 が</p> | |
| | | <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱 い等に係る取引</p> | <p>利害関係者が</p> | |

| | | |
|--|-----|-----------------------|
| | 証券業 | 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務 |
|--|-----|-----------------------|

2 法第九十七條の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|----------------|---|
| 読み替える証券取引法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四十二條の二第二項 | 有価証券の売買その他の取引等 | 投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引 |
| 前項第一号 | 前項第一号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條において準用する前項第一号 |
| 前項第二号 | 前項第二号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條において準用する前項第二号 |
| 前項第三号 | 前項第三号 | 投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條において準用する前項第三号 |
| 第四十二條の二第四項 | 約束が事故 | 約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條において準用する前項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。） |

(法第二百二十四條の二に規定する政令で定める特定資産)
 第二百一十一條 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第二百二十二條 法第二百二十四條の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする。

- 一 一十七 (略)
- 十八 法第二百二十八條の二第一項の内閣府令
- 十九・二十 (略)
- 二 一七 (略)

(法第二百二十四條の二に規定する政令で定める特定資産)
 第一百條 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第一百條 法第二百二十四條の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関し定められる次に掲げるものとする。

- 一 一十七 (略)
- 十八 法第二百二十九條において準用する商法第二百八十五條の内閣府令
- 十九・二十 (略)
- 二 一七 (略)

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）
第百二十三条（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）
第百二十四条（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）
第百二十五条（略）

（財務局長等への権限の委任）

第百二十六条 法第二二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの並びに法第二二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第九十六条第九号に規定する承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2・3（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第百二十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一（略）

二 第百二十五条の規定により委員会に委任された法第二十三条第一項から第五項までの規定による権限

2・3（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）
第百二条（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容）
第百三条（略）

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）
第百四条（略）

（財務局長等への権限の委任）

第百五条 法第二二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの並びに法第二二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第九十六条第九号に規定する承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2・3（略）

（委員会の権限の財務局長等への委任）

第百六条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一（略）

二 第百四条の規定により委員会に委任された法第二十三条第一項から第五項までの規定による権限

2・3（略）